

平成28年第2回東大和市議会定例会会議録第13号

平成28年6月8日（水曜日）

出席議員（21名）

1番	森田真一君	2番	尾崎利一君
3番	上林真佐恵君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
8番	関田貢君	9番	中村庄一郎君
10番	根岸聡彦君	11番	押本修君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	関野杜成君	15番	和地仁美君
16番	佐竹康彦君	17番	荒幡伸一君
18番	中間建二君	19番	東口正美君
20番	木戸岡秀彦君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	長島孝夫君
議事係長	尾崎潔君	主任	櫻井直子君
主事	須藤孝桜君		

出席説明員（31名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	並木俊則君
企画財政部参事	田代雄己君	総務部長	広沢光政君
総務部参事	東栄一君	市民部長	関田新一君
子ども生活部長	榎本豊君	福祉部長	吉沢寿子君
福祉部参事	尾崎淑人君	環境部長	田口茂夫君
都市建設部長	内藤峰雄君	学校教育部長	阿部晴彦君
学校教育部参事	岡田博史君	社会教育部長	小俣学君
企画財政部副参事	遠藤和夫君	子育て支援課長	鈴木礼子君

子ども生活部 新海隆弘君
副参事
子ども生活部 梶川義夫君
副参事
福祉推進課長 嶋田淳君
障害福祉課長 小川則之君
環境課長 関田孝志君
学校教育課長 岩本尚史君
社会教育課長 村上敏彰君

保育課長 宮鍋和志君
市民生活課長 大法努君
生活福祉課長 尾又齐夫君
みのり福祉園長 石川伸治君
都市計画課長 神山尚君
給食課長 斎藤謙二郎君

議事日程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時30分 開議

○副議長（中間建二君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○副議長（中間建二君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 東 口 正 美 君

○副議長（中間建二君） 6月6日に引き続き、19番、東口正美議員を指名いたします。

○19番（東口正美君） おはようございます。おとといに引き続き、再質問させていただきます。

まず初めに、おととい「震災遺構」と言わなきゃいけないところを、どうも「戦災遺構」と言い間違えていたようなので、訂正をお願いいたします。

総務部長のほうから、このカルテに書かれている課題は地域の課題であって、市全体の脆弱性ではないということも御答弁をいただきましたので、そうしましたらこの防災地区カルテに書かれている課題を解決していく計画的なものというのは、今当市であるかないか、どうしていこうとされているかお聞かせください。

○総務部長（広沢光政君） 防災地区カルテに、それぞれ地区ごとに課題が書かれてるということでございますが、当市において防災関係っていいますと、やはり地域防災計画が一番でございます。この地域防災計画は、発災後の対応、これが主にメインになってくるという計画になっておりますので、事前の発災前の平時における対応ということについては、こちらのほうでは触れてないというふうな形になってございますので、今そういったものを対象にした具体的な、個別特化されたそういった計画というのは、市のほうでは用意はされていないというような状況です。

以上です。

○19番（東口正美君） 防災というふうに単純に考えれば、災いを防ぐということで、事前防災ということが必要だと思うんですけども、今の計画では事後、リスクが起きてからということで、それを今回の強靱化基本法では、平時においても一命を守るために最善を尽くす計画をとということで言われているわけでございます。

この地域強靱化地区計画については、御答弁にありましたとおり任意ですので、必ずしも市区町村がつくらなければいけないというものではございません。現在も2013年に基本法が制定されてから、12のモデル地区で作成がされておるというだけで、プラスで少しできてきてるかなという形でございます。東京都では、荒川区がモデル地区として作成しております、その後、東京都はモデル地区じゃありませんけれども、都としてこの地域強靱化計画を策定をしているというところでもあります。なので当市もこれからかなというふうに思うんですけども、一方、この計画の位置づけというのは、さまざまな計画の上位法に当たるという御答弁をいただいております。この上位法だということ、またアンブレラ計画というような言われ方をされております。今後この策定をしていくということを考えていったときに、現在ある総合計画、防災計画、また今後つくられてくる公共施設管理計画等々、上位法ができていくこと、またつくっていく中で、どういうことが予測されて取り組んでいくのかということをおわかりになる範囲でお答えいただければと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 今お話がありましたアンブレラ計画と言われるものですね、こちらにつきましては先ほど議員さんのお話ありましたとおり、地方公共団体におけます各種計画等の指針となる上位計画ということになりますので、これにつきましては例えば私どもで今所管しております地域防災計画につきましてもいい

ますと、災害対策基本法に基づく地域防災計画の上位計画ということになりますので、この地域強靱化計画を作成した後に、そこに示された指針に基づきまして、必要に応じて地域防災計画の見直しを行う必要が出てまいります。また、総合計画との関係でいいますと、こちらについてはその作成された地域強靱化計画の指針として、必要に応じて総合計画の見直し等についても適切な対応をするというふうになるというふうにさせていただきます。

それから、公共施設等総合管理計画につきましても、この国土強靱化につきましても、大規模な自然災害等を対象とした取り組みでありますから、この公共施設等総合管理計画のような老朽化、そういったものに対する対応には直接には関係はないということでもありますけれども、相互に連携して整合を保ちながら進めることが必要だというふうにさせていただきます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） さまざま今まで個別にある計画では網羅できないけれども、先ほど言いましたように、もう一度、災害から命を守るというところで、市全体の脆弱性を評価していったときに、一つの計画、今ある計画ではできないことがあるのではないかと。おととい取り上げさせていただいた狹隘道路の問題についても、やはり住民の方たちの意識、考え方、こういうことが変わっていかねばならぬ。幾ら行政がやっても、住民の人たちの許可がなければ進んでいかぬようなことも、この人命を守るためにどういうまちをつくってほしいのかというようなことを考えていくために、さらに上位法の中で取り組みを進めていけるような計画も、考えられるのではないかとこのように思います。

狹隘道路、この間、都市建設部長がお話をさせていただきましたけれども、そういう意味ではまちの人たちの意識を変えていくということにおいて、逆を言えば社会教育みたいところで、もっと地域の人たちがそういうことを学べる、また考えられる機会があれば、今とは違うこともできるようになるのではないかと思います。なので、この間、取り上げさせていただいた東京都の地区計画策定支援事業でも、どういうことが補助対象になってるかといえば、現況調査、または広報活動、説明会の開催、まちづくり勉強会の運営費、こういうところに補助金がついているというふうにと考えますと、もう一重、今までであった課題を、命を守るという観点で見たいためにも、地区計画と地域強靱化計画というものを今後考えていかねばならないと思いますし、取り組んでいただきたいというふうにも思っております。

いずれにしても、いつ起こるかかわからない自然災害から人命を最大限守っていくというところで、もう一重、考えていく必要が求められているのが、この国土強靱化基本法ではないかと思っております。先ほど公共施設の総合管理計画のこともありましたけれども、今は人口推計と、また財政面とという中で、市長のほうからは統廃合も考えていく必要があるんだという御答弁も、他の議員の質問でされておりましたけれども、こういうことを考えるときも、人口とか財政とか言うだけじゃなくて、この災害から命を守るということを考えていったときに、量と質とか、そういう中で訴えていけるものもあるのではないかなというふうにも思っております。

いずれにいたしましても、ガイドラインが出ておまして、ガイドラインの後ろのほうには関係機関の電話番号がいっぱい書いてあります。私も一応、内閣官房国土強靱化推進室というところにお電話をさせていただきました。どういう取り組みをしていったらいいかということをお伺いしたんですけども、やる気があるところには幾らでもレクチャーに行きますし、ともどもに相談しながら進めていきたいと思っておりますので、積極的に御連絡いただきたいというふうにもおっしゃってございましたので、今後お取り組みをいただければと思います。

この地域が強靱化であるということが、名実ともに示されれば、当然子育てしやすいまちづくりの一番、安全安心であるということの裏づけにもなっていくかなというふうに思っておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。この点、いかがでしょうか。市として、お取り組みについて。よろしくお願いいたします。

○総務部長（広沢光政君） 国土強靱化地域計画についてでございます。先ほど議員のほうからもお話がありましたとおり、東京都はもう策定しておりますけれども、都内、市区町村を見ますと、荒川さんがモデル地区ということで制定してるということで、他の地方公共団体、まだどこも策定をしてないという状況ではございますが、内容自体がやはり今までの防災の域を超えたレベルでの――要する防災だけにとらわれず、市の行政全般、もちろん民間も合わせ、全ての範囲にわたって想定をするなり、脆弱性の評価をするなりといったような、内部的には非常に重い計画になってございます。そんなこともございますので、今言った荒川区さんなどを初め東京都さん、そういったところの計画なども見ながら研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） さまざま、この計画と連携して各省庁、補助金もついているようなので、その点もなかなか今、国庫補助金がないということも伺っておりますので、御研究いただければというふうに思っております。

続きまして、2番、自主防災組織についてです。

防災といっても、今の国土強靱化のような大きなところの取り組みもあれば、またそうではなくて自助、共助が一番大事だという中での取り組みを今後どういうふうに進めていくかということも、一方で大事かなというふうに思います。他の議員の御質問からも、取り上げは違うけれども、問題意識は一緒なのかなというふうに思いながら聞かせていただいてまいりましたけれども、まずこの自主防災組織というのは、御答弁にもありましたように、地域の住民の自発的につくられる防災組織なんだということで、あくまでも自発なんだというふうに言われております。どのようにつくっていけばいいのかということも答弁をいただいておりますけれども、その規約をつくるのに人数とか構成員の条件とか、どういうことをしますかということを決めるんですというふうには言われたんですけど、例えば具体的に人数は、こういう人数からのスタートですよとか、内容はこういうことが最低決まりとして必要ですよというような、具体的な取り決めというのはあるのでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 今の御質問ですが、災害対策基本法には、何条だったか覚えてませんが、住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織のことを、自主防災組織と位置づけられておまして、あくまでも自発的な組織でございますから、法律でこういう基準でやりますということは書いてございません。ですから、どこも具体的な基準はないという状況になってます。ただ、もともとが20年ぐらい前の阪神・淡路大震災のときの教訓から自主防災組織が必要だろうということで、大幅にふえてきたという経過がございますので、前提としては、そのときに災害時にいろんな初期消火とか救援救護とか避難所の案内とか、そんなことをやっていただくという状況の中では、地域で活動するマンション管理組合とか自治会とか町内会とかって、そういう方々の組織を前提にして、組織をつくっていくというふうに考えていた節がございますので、基本的には何十人とか何百人単位で考えたことがあると思います。ただ、私どものほうとしては、法とかそういうところで基準がございませんから、今現在、当市で38団体ぐらい、団体を認めてるところでございますけれども、おおむね10人程度いっしょにゃれば、内容とか規約とか、その相談を受けながら、お話させていただきながら認定をしてるところでございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） そうしますと、今ある38団体の中では、一番構成人数が多いのは何人ぐらいなのか、少ないのは何人ぐらいなのか。また、具体的には38団体の活動内容というのは、それぞれ濃淡があるとは思いますが、特微的なところで濃いところと薄いところと教えていただければと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 38団体あるうち、どの程度の人数の構成なのかにつきまして、今、済みません、数値を把握してませんのでお伝えできませんが、基本的に、例えば一番大きいところというところだと17ぐらいの自治会の協働の組織とかいうのがありますので、そういうところはかなりの規模の人数になると思います。また、マンション管理組合とか、そういうところがありますので、そこも一定の規模でやっているとありますが、自治会の中の一部で、その自主防災だけをやっているところがありますので、そういうところは10人とか20人とかちっちゃい規模でやっています。大体避難訓練の計画を出していただきます、防災訓練のですね。そのときに内容を見てる限りでは、年に1回ぐらいは必ずやっていて、炊き出し訓練とか、本当実際に避難所まで避難するとか、そういう訓練をしているというふうに認識してございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 私も市内皆様から、お話を聞く範囲では物すごく自治会で自主的にいろんな内容の防災訓練やっていると伺います。また、そういうことをしたいんだけど、どうやっていいかわからないっておっしゃってる方たちのお話も聞くんですけど、今あるこの38団体というのは、横のつながりというのは、そういう意味ではあるのかなのか、お聞かせください。

○総務部参事（東 栄一君） 横のつながりということでございますが、現時点では市と各自主防災組織とのかわりはございますが、横の連携はございません。

以上でございます。

○19番（東口正美君） そうすると、横が繋がると学び合いがあるかもしれないというふうにも思ったりはいたします。

今回この質問を取り上げるに当たって、私の発想の中にあっただのは、実は阪神・淡路大震災などに、復興に向けて取り組みをされたフェニックス・ステーションというものが浮かびました、自主防災組織。こんな感じだったら、もうちょっと活性化していくかなって思ったときに、そのフェニックス・ステーションというのはどういうことをしたかといいますと、復興に当たって5人グループが集まればフェニックス推進員として認めますよと。その方たちには、何もない状況ですから、ファクスとか、あと掲示板とか、そういう機材とともに補助金も出して、自由にやってくださいというふうに、自分たちの発想でやりたいことを、もちろん市と、行政と連携はとるんだけど、やることは自由にやってくださいということで始めたのが、このフェニックス・ステーションでございます。

まず、このフェニックス・ステーション協力員、5人以上集めるということが肝要だったんだという、そのときどなたからお話を聞いたかっていいますと、清原桂子、当時、兵庫県理事をされておまして、現在は兵庫県阪神・淡路大震災復興本部総括等々、神戸大学院教授をされてる方なんですけれども、5人が自主的に集まれるというのは既に能力なんだと、その能力を持ってきてる人たちが核となって、さまざまなことを取り組んで、復興に向けて取り組みをしていただければ、その人たちを介して情報を伝えていくということで、5人集まれることは能力なんだということを言われて、そういうことを進めたそうです。結果、推進員は180人集まって、年間2,000件以上の事業がどんどん行われて、震災以降のいきいき仕事塾だとかコミュニティビジネ

スクールだとか、NPO大学だとか女性と仕事のセミナーとか、思っていることをどんどんやっていながら、復興の活力につながっていったという取り組みを聞いたことがありました。やはりここが自主の力だなというふうに改めて思いました。

当然、だったら御自分たちだけでっていう話もありますけれども、当然災害を想定しますから、そこは行政との連携、またお互いのやりとりということが当然必要になってきますけれども、もう少しこの活動においては自主性を重んじる中で、その自主性を重んじる活動が潤滑にいくような仕組みづくり、仕掛けづくりということが求められているのではないかなというふうに思っておりますけれども、この点はいかがでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 今のお話は人間関係の弱体化といいますか、希薄化してる現状についてのお話だと思います。おっしゃるとおりで、自由な発想で自発的にやるということが、自主防災組織のかなめでございますので、私どもそれができればと思いますが、ただ一方で、あくまでも災害時に、その地域で初期消火とかその辺の対応をしてもらおうということになりますと、どうしても固まった地域でやらざるを得ないという話で、仲がいいからここで集まりますというような話になりますと、なかなか難しいというところはあるので、その辺も含めて今後研究していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 壇上でも申し上げたとおり、自治会組織がないところの皆様からのお声から、今回質問をさせていただきましたけれども、自治会をつくるかどうかというのはまた別問題として、この防災ということかなめに、もう一度コミュニティを形成していくという仕掛けはやっぱり必要だというふうに思います。なのでもう少し、自由なんだけど決まりもないとできないのかな。最低何人は必要ですよとか、その構成世帯はある程度、この何百メートル範囲の方たちですよとか、そういう自由なんだけど決まりも必要というところが、この活性化させていくポイントなのかなというふうに思う——何に重きを置いて、こうやっていくのかということを考えながら、その辺が、だからフェニックスの場合は5人集まれば能力なんだっていう明確なものがあつたわけですよ。防災のためには、最低何世帯ぐらいの方たちが固まって、安否確認ができたりのが一番効率的なのかというような観点で、もう少し皆様にわかりやすい自主防災組織のつくり方みたいなものが発信をされていくということが、大事なかなというふうに思っております。

もう一つは、同僚議員も言っていましたけど、「釜石の奇跡」ですよ。7年も8年も、いつ来るかわからない津波に対して訓練をし続けられるということが、すごいと思うんです。なので、やはり総合防災訓練、また防災フェスタ、継続した取り組みを当然お願いしたいんですけども、継続していくためには、やはり次々と仕掛けをしていかなきゃいけないかなというふうに思っているんですね。なので、先ほど自主防災組織、現状の防災組織は横がつながってませんっていうことが、一つ課題かなと思うんですけど、例えば防災フェスタで、この取り組みを紹介しますとか、またそれぞれ学び合う機会、うちではこんなことやっていますけど、おたくではどうですかみたいなことで、それはもっとちっちゃなコミュニティになっていけばなっていくほど、点と点が線になっていくというような仕組みも必要なのかな。点のことは自由にしてください。でも、それを線や面に展開していくというのは、やはり行政側の取り組みとして努力が必要かなというふうに思っています。

先ほどの清原桂子さんの話に戻りますけれども、防災、減災、復興について議論する場で、普及啓発、周知徹底、教育、研修といった言葉がよく使われるが、何か上から目線を感じることも少なくない。教育というときにも、中身は学校教育の防災教育だけが触れられていることも多い。しかし、長い復興、防災とも言えるかもしれないけれども——を支えるのは、主体的な防災、減災への行動の大きな力になるのは、住民一人一

人の地域や職場における学びであることをもっと発信していきたいんだというふうに言っていますので、この学び合う中で新たなコミュニティーが生まれたり、コミュニティー同士が関係を持つことで力を発揮したりというような視点での自主防災組織の取り組みを、考えていただけないかなというふうに思っているんですけども、今の時点ではどのような感じでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） おっしゃるとおりで、地域における防災意識の向上を図る事業というのを、地道にやっついていかなければいけないというふうに考えてございます。防災フェスタも、これまでに3年、ここで実施いたしまして、今年度も実施を予定してございます。また、市内全域ではなかなかできないんですけども、毎年度、地域を決めて平成23年度から防災モデル地区事業ということで実施もしてございます。どちらも例えば自治会とか自主防災組織に入っていないなくても参加できるイベントでございまして、そういった事業なんかは、そういったイベント等に参加いただきながら、自主防災組織の結成とか、この辺を含めて考えていければいいなと考えてございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 防災モデル事業も、地道に各地域でお取り組みをいただいて大変感謝をいたしております。一度参加したんだけど、あれにもう一回、参加したいんだけどという方たちもいるんですね。なかなか毎回、その参加者が決して多くない中、地道な市の取り組みは大変評価してるんですけども、やっぱりこんなことも、例えば自主防災組織でできたり、多摩湖塾で出前塾ができたりというような学びの場って必要だなというふうに思っております。なので、ぜひそういう取り組みやすいところから、自由な発想でやっついていける仕掛けづくりをやってもらえればいいかなって思います。

例えば、非常食試食避難訓練とかでもいいと思うんですね。炊き出し訓練もやってみようというような、そういうことでもいいですよというようなことでもありますし、また人員を多分、市に届けをすると思うんですね、構成されている方たちで。自主なので自由ですけど、例えばその中には、御家族の構成の中にはペットのことも書けたりとか、そういう中で自主的な取り組みの中で発信をしていっていただくということが、波及していくということが力になると信じておりますので、地道な取り組みかもしれませんが、そういう力は若い人たちにもたくさんあると思いますので、お知恵をいただきながら、これもすごく社会教育でできるかなと思ったりする、公民館活動から、南街公民館からも防災活動がスタートしてるように、学びながらそういう実践的な力をつけていける取り組みをお願いできればと思います。

以上で、自主防災組織についての質問を終了させていただきます。

最後、3番目、「日本一子育てしやすいまちづくり」についての条例ということで、なぜ子育てしやすいまちを目指すのかということで、子育て世代が生き生きと活力を持って、この市で活躍してくれることが地域の魅力になり、またその魅力があるということで、住み続けてもらいたいんだということでございましたけれども、あと他市の条例を研究してという答弁もいただきましたので、私としても他市にどんな条例があるのか、ちょっとだけ調べさせていただきました。

同じように、住み続けてもらいたいんだというようなことをうたった条例というのは、例えば行田市にございまして、行田市では定住促進基本条例というのをつくって、定住促進に関する施策を総合的、計画的に推進していきますということが目的にうたわれていて、この市ではその目的に沿って子育て世帯の住宅取得のための奨励金というのを出してございまして、市外から引っ越してきて、お子さんがいる家庭で市外から引っ越してきた方へは60万円、市内から子育て世帯がお家を買ったときには40万円という形で、具体的に住んでもらうと

いうことに対して補助金を出しているという、こういうやり方もあるんだなというふうに思いました。

また、子育て、少子高齢化の中で、市内の住民が減らないようにということでございますけれども、香川県では子育て県かがわ少子化対策推進条例というのがありまして、香川の未来を担う子どもが、瀬戸内の温暖な気候と豊かな自然の中で、健やかに育つことは、私たちの全ての願いである。一方、今日の未婚化や晩婚化を背景とした急速な少子化の進行は、経済や地域社会の活力の低下を招くなど、本県の将来に深刻な影響を及ぼすと懸念されている。少子高齢化が進んでいると。「結婚は個人の自由であるから、結婚しなくてもよい」と考える若者が多いとの調査とともに、多くの若者が将来家庭を持つことを望みながら、適当な相手とめぐり合わないことなどが、結婚のできないとの調査結果も明らかになっている。このため、少子化対策のために、子育てへの経済的支援、保育園の充実、雇用の安定、仕事と家庭の両立の推進など、総県ぐるみで結婚のお世話をする「おせっかい運動」を展開するなど、結婚への機運を高めることが重要であるという、こういう踏み込んだ少子化対策を条例にうたっているところもありました。

また、2000年の早い時期につくっているところは、答弁にもありましたけれども、子どもの権利に関する条例ということで、これは平成元年に国際連合総会で採択された児童の権利に関する条例の理念に基づくというようにも踏まえて、2000年ですから10年以上前は、この子どもの権利に関する条例というのが多くの市でつくられています。

一方、もう一つ目にとまったのが、筑紫野市の子ども条例、この子供のためのパンフレットに、なぜこの子ども条例をつくったのですかという答えが、筑紫野市には子供に対する虐待、いじめ、不登校など、子供を取り巻く多くの問題があるからです。この問題解決を子供たちみずから、また家庭及び地域社会と協力して解決したいから、この条例をつくりましたという内容の子ども条例もございました。

また、さらに子育て条例ということで目についたのは、長崎県の子育て条例。ここの子育て条例は、子供を育てていくのは大人の責任であるということが非常に言われていて、今こそ私たちはしっかりと子供と向き合い、何をなすべきか、子供や子育て家庭にとって何が幸せかを考えなければならない。私たち全ての大人は、それぞれ責任を自覚して親が安心して子供を産み育てることができる、子供が生まれてきてよかったと感じる社会の実現に、総県ぐるみで取り組みたいという、長崎県はこのような条例をつくっております。

また、厚生文教委員会で少し前に行かせていただいた総社市での子ども条例は、非常にコンパクトにさまざまな権利のこととか載っていて、長崎県もそうですけど、総社市ではそうじゃ家族の日というのが月1回決まっていて、そういうことをきちんと条例でうたっているというような条例もございます。

そして、もう一つ、いつもこの議場で少し取り上げられる流山市、同じような都心からの距離にあり、子育てに力を入れてる、じゃ流山市はどうかというと、流山市子育てにやさしいまちづくり条例という名前なんですけど、内容は案外あっさりしてるなという条例がございます。

このように、子供に関する条例といっても、さまざまな条例があるんだなと改めて思ったんですけど、当市が今、研究している他市の条例がありましたら教えてください。

○子ども生活部長（榎本 豊君） いろいろ今、東口議員から御紹介いただきましたけど、その辺ですね、見させていただくと、やはりどこかに特化して、その市の色を出してるような条例、結構見受けられるんですけども、それをどのようなところに視点を置くかということでございますけども、やはり子供の権利について市の基本的な考えとか、そういうふうなところ、それから子育て支援のあり方を明確に定めていく必要があるのかなと思うところでございます。

そんな中で、昨年、平成27年4月1日から施行された子ども・子育て新制度を見ますと、それに関する関連3法、その2年ぐらい前に制定されたかと思えますけれども、子育てしやすいまちというのは、子供は社会の希望、未来をつくる力であり、安心して子供を産み育てることのできる社会の実現を、社会全体で取り組まなければならないというふうに3法での趣旨は言っておりますので、その辺も踏まえて検討していくのがいいのかなと、現状では思っているところでございます。

以上です。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

社会全体でということが、やっぱり新しい制度ができてきて今までとは違うところかなっていう、ここを子育て世代だけじゃなく、全世代がどういうふうに認識していくのかということも、すごく大事だと思ってます。子育て支援、こんなことをやってますっていうと、先輩方からは、私たちの時代は児童手当もなければ、子供の医療費の助成もなければ、出産一時金もなかった、今は十分恵まれてるわよっていうふうに言われることもあります。ここはやはり社会全体で子育てを支えていくんだというふうに国の制度も変わったんだということも、あらゆる世代の人に御理解をさせていただくということも、当市が日本一子育てしやすいまちになっていくための一つの要素ではないかというふうに思います。

そこで、この子育てしやすいというのも、この一つのうちの市が言っているところのキーワードだと思うんですけど、このやすさというのは、あるようでないというか、それぞれ個々でもあるのかなと思うんですけども、私たちが目指していく子育てしやすいというところは、もう少し具体的にどのようなお考えがあるのか教えてください。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 子育てやすさってどういうことかなというところでございますけど、一般的には親子で安心して遊べる公園や施設、それから気軽に相談できる場所などが充実して、子育てしやすいというふうを感じる方もいるかと思えば、手当と助成等の方が充実していれば、子育てしやすいと思う方もいらっしゃるかと思います。また、さらには保育園等の待機児童の心配がなくて、安心して子供を預けられる環境整備が子育て支援と感じる方、それから自然の豊かさや人間関係の良さ、それからまちの治安のよさなどが子育てしやすいと思う方、それぞれがいらっしゃるかと思います。その子育てやすさは、その家庭の状況や子供の年齢、それから家庭の保護者の事情等により、差異があるのかなと思っておるところでございます。多くの方々が考える子育てしやすいと思える事項に対する施策をやっていくと、子育てやすさというポイントが上がるのかなと思ってるところでございます。

ちなみに、今週ですね、先月、ある財団の夫婦の出産意識調査2015というのが全国的に調査をされていたようで、ちょっとそれを御紹介いたしますと、子育てしやすいという都道府県どこだっというところで、全国3,000人ぐらいの方にお聞きしてるんですけど、石川県、島根県、岐阜県なんていうようなランキングあるんですが、その中でお住まいになってるところで、子育てしやすい理由は何ですかってお聞きしましたら、1番は公園など自然な遊びが多いとか、ショッピング施設や商店街が近くにあるとか、住民が優しく温かいと感じるとか、幼稚園や保育所が多い、さらには公共施設が多いなど等がランキングされておまして、当市の市民意識調査におきましても、やはりそのようなところが住みたいという理由の中で、やはり上位にもあるというところで、その辺も住みやすいと感じてる場所なのかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○市長（尾崎保夫君） 子育てしやすいまちづくりの条例制定ということで、今のところ私自身、この質問が出

るまでは条例という考え方はまるでなかったんですけども、それは別にしまして、子育てしやすいというのは、私のほうからすると東大和市の一つの施策として、日本一子育てしやすいまちというふうに私自身は申しあげているというふうに思いますし、また別な施策から見ると、また別な面で東大和市のすばらしさ等、訴えていくということもあるかなというふうに思っていますけども。そういった意味で考えますと、先ほど部長が言われましたように、自然環境、利便性、あるいは人の優しさ等、その人的な地域の環境等、総合的に考えますと私ども東大和市が人と自然が調和した生活文化都市というのを目指しているというのは、まさにそのものだというふうに私自身は思うわけですね。

そういった意味で、これから東大和市をどう売っていくかというか、知っていただくということがなければ、そこに住むという可能性はゼロなわけですから、そういった意味では今までは自治という考え方を中心に、地方自治体いろいろとやってきましたけども、これからはやはりシティプロモーションという言葉が最近出てきてますけど、それがやっぱり必要なんだろうというふうに思っています。そういった意味で、市長会では、そのシティプロモーションの概念というのは、住民の地域への愛着、誇りを高め、より一層、我がまちを好きになってもらうことで住民を元気にし活性化していくこと。また、それにより一度出ていったとしても、いつまでも我がまちであり続け、いずれは戻ってきて住み続けたいと思えるような地域づくりを目指すことだということなんです。

そういった意味では、この日本一子育てしやすいまちというのは、総合的に今は保育園の待機児ということで、マスコミはそればかり取り上げてますけど、本当は違うんだと。やはりそのためには当然その部分を減らすという努力はするんですけど、それ以外の部分ももっともっと取り上げていかなければいけない。例えば東大和で私どもは自然ですね、これは公園、先ほど言った特色ある公園というのもその一環の一つでありますし、また地域の人たち、その人たちの優しさというか、そういうものも東大和の魅力にしていけないとだめなんだなというふうに思ってます。そういった意味では、いろんな事業、高齢の方から若い方、いろんな障害の方も含めて、いろんなところでいろんな団体が活動してますけど、そういう人たちが意識をさらに高めていただくって、そういうバックアップをするというの、日本一子育てしやすいまちの一つの条件だというふうに思いますので、これからもこういうふうに日本一子育てしやすいまちということで旗を上げて、今、一生懸命、待機児童ということでやってますけど、それ以外の部分についてもしっかりと対応してかないと、本当の意味で住み続けたいまちにはならないというふうに思っています。これからも、そんな形でしっかりと政策を進めていければというふうに思っています。

以上です。

○19番（東口正美君） 総論のような御答弁をいただきましたけれども、もうちょっとだけ質問をさせていただきますと思っています。

幾つか、済みません。1つは、そのしやすさという中で、私ここで毎回言ってますけど、私このまちで3人子供を育てて、子育てしやすかったなっていう感謝がありますので、やはりそういうまちとして継続してもらいたいなって思いがあるので、こういう質問もさせていただいて、じゃ私は何をもって子育てしやすかったかなっていうふうに思いますと、やはり自然が豊かである。私が育ったまちの数十年前よりも、はるかに自然が豊かで、子育てしながら初めて見るのがたくさん、東大和市の中では当たり前のように虫がいたり鳥がいたり、緑が花がということが当たり前のようにあったということは、ひとつ子育てしてて、しやすかったなって思ったのがまず1点。

もう一つは、多子世帯が多かった。私も3人ですけど、今出生率が1.4とかという中で、3人は決して少ないほうではないということが、ただ私だけがそんなわけじゃなくて、そういう人たちがたくさんいたというのも、それは私の世代だけじゃなくて、先輩たちの世代も多子世帯が多かったということが、何というか、ゆったりしてるというか、そういう感じを非常に自分が育ったころよりも受けたなというのが思いました。

もう一つ、市長が住民の人たちが優しくかったって、本当に多くの先輩たちの世代に見守ってもらいながら、励ましてもらいながら子育てさせてもらったなというようなことも感じてきましたので、今の人たちがどういふふうに感じているのかということも考えながら、その辺、当市の特徴ですね——もなかなか中にいると改めてわからないですけど、やっぱり特徴、しやすさという感じ方はそれぞれ、都心のほうがしやすいんだって、何というかもっと郊外、もっと自然が豊かなほうがしやすいんだって、いろんな人がいますけど、うちの市のしやすさはこういうことですよということも、きちんと認識していくことが大事かなというふうに思っています。

もう一つなんですけど、最後の一番最後の項目なんですけど、市長は条例制定は余り考えてなくて、施策でということだったんですが、そうはいつでも、じゃ条例制定しようと思ったらどういふことが必要で、どういふふうに進んでいくのかということをお聞かせいただければと思います。

○子ども生活部副参事（新海隆弘君） 条例を制定するに当たり必要な手続等でございますけれども、他市の条例制定までの作業を見ても、検討委員会のようなものを立ち上げて、条例の必要性を含めて調査研究、検討を行いまして、意見交換やワークショップ、あと場合によってはパブリックコメントを実施し、市民の皆様からの意見を取り入れた条例案を策定しているところが多く見受けられますので、東大和市におきましても条例制定する場合には、同様の手続を経て、広く市民の皆様のお意見を聞き入れていく必要があると考えております。

以上です。

○19番（東口正美君） なので、当市もそういうことを進めていけば条例になるかもしれないということだと思います。市長のほうからもお話がありましたように、私が子育て中に読んでた新聞コラムで好きなのが、好きだったタイトルが、「育児は育自」というコラムだったんですけど、「育児」の「児」は「児童」の「児」ですね——は育自、自分が育つというふうに言うコラムで、本当にそうだなって、子供を育ててるようだけど、自分が育てられてるしっていうふうに、すごく毎回勉強になったんですけど、やはり子育てをして子供がきちんと育つということは、まちもきちんと育ていくんだということも、市長が言われているとおりにかなというふうに思います。そのさまざまな思いとか願いというのは形には見えませんが、見えない思いがなければ形もつくられていかないというふうに思います。そういう意味では、この見えないものを少し見えるように、こういう思いで我が市は子育てしやすいまちづくりに取り組んでるんですよということを、やはり広く全市民の方たちにわかっていただく、理解していただけるような取り組みとして、やはり条例制定は私は必要だと思っております。市長からのお考えは何だったんですけども、そういう意味でもう一度、いかがかなというふうに思いますが、御答弁いただければと思います。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 条例制定につきましては、他市の状況等、いろいろ御紹介もいただきましたので、そういうところを見ながら調査研究していきたいと思っております。市長のほうからも、条例制定より先に、今子育てしやすいまちのための市民ニーズというのはたくさんあるかと思っております。その市民ニーズを、全てというのは施策に結べるのは難しいかもしれませんが、全てをかなうような施策が打てるというこ

とは、先ほど市長もお話ししてたとおり、将来の当市が活力ある、持続性のあるための投資にもなるかと思えますので、まずはそちらのほうを「日本一子育てしやすいまちづくり」のためには、いろいろなニーズに対する施策を打っていくほうが先決だなというふうに、我々思っているところでございます。

以上です。

○19番（東口正美君） いずれにしても、私自身も子育てしやすいまちづくりのために、またさまざま勉強もしていきたいと思っておりますし、さまざまな訴えもさせていただきたいと思っておりますので、何とぞよろしく願いいたします。

以上をもちまして、私の一般質問は終了いたします。

○副議長（中間建二君） 以上で、東口正美議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 実 川 圭 子 君

○副議長（中間建二君） 次に、4番、実川圭子議員を指名いたします。

[4番 実川圭子君 登壇]

○4番（実川圭子君） 議席番号4番、実川圭子です。通告に従い、一般質問を行います。

初めに、市民活動支援についてです。

私は、これまで市民参加のまちづくりを進めようとさまざまな質問をしてきました。行政と市民が協力して取り組むことで、市に活気が出て、住んでいてよかったと思えるまちになると考えます。そのためには、これまで以上に市民の力が生かされるよう、行政側が市民活動を支援し、推進する仕組みが必要と考え、質問いたします。

今年度、予算書に初めて市民活動センターという言葉が載り、予算がつきました。市民活動を支える拠点となるボランティア・市民活動センターができたことは評価します。

そのことについて、①ボランティア・市民活動センターへの市のかかわりについてとして伺います。

次に、市の現在実施している事業の中で、市民が担えるよう、市民が力をつけていくために市ができる工夫などお聞きします。

具体的には、②市の事業を担う市民や市民団体の育成はとして、ア、起業家セミナーのようなセミナーの開催について。

イ、非営利活動法人設立の相談などへの対応は。

ウ、市民活動支援（推進）条例策定の考えは。

次に、玉川上水駅前の東大和市ふれあい広場について伺います。

この場所は、まちのにぎわいを創出する場として運営者を公募したところですが、運営を担う団体の力が発揮できるように、どのような支援があったのか。

③として、東大和市ふれあい広場について、市は応募団体へどのような支援を行ったのか伺います。

次に、2、（仮称）東大和郷土美術園についてお尋ねします。

現在、年2回の特別公開を続けている東大和郷土美術園ですが、敷地や建物が市の所有となつてからも公開日の回数がふえることはなく、せっかくの場所が十分に生かされていないと考えます。本年2月の市長の施政方針の中で、ことしは吉岡堅二画伯の生誕110年の年に当たり、記念切手の発売と郷土美術園の国の有形文化財登録を目指すことが述べられました。その後、国への登録について市は準備を進めているようですが、市民

の方々はほとんどそのことを知りません。市の財産として長く保存していこうというときに、市民の方がかかわってこそ、市民に愛され、大事にされていくと考えます。

そこで、市が郷土美術館についてどのようにされるのか伺います。

①国の有形文化財登録に向けてどのような準備が進められているか。

②整備方針や計画などについて。

③吉岡堅二氏の作品の管理状況と市民が作品に親しめる工夫は。

④文化財登録に際し、市民の盛り上がりをつくるため、どのように関心を集め、地域の資源として守り、運営していくのかお尋ねします。

3点目に、総合福祉センターは〜とふるについて伺います。

名称も決まり、いよいよ開設が迫り、建物の建設も進んでいるところですが、詳細については依然としてはっきりと示されていないと感じます。総合福祉センターは〜とふるは、民設民営の施設ですので、事業実施者による丁寧な説明がなされるべきと考えます。今後は、みのり福祉園の引き継ぎが本格的に始まります。

そこで、質問いたします。

①開設準備室や内覧会など開設までの対応について。

②みのり福祉園の引き継ぎについて、利用者への配慮は。

③事業の見通しについて。

ア、全ての事業が10月1日からできるのか。

イ、開設後の事業の継続性について。

以上で、この場での質問を終わりにさせていただきます。再質問については自席にて行います。よろしくお願いいたします。

〔4 番 実川圭子君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、ボランティア・市民活動センターについてであります。東大和ボランティアセンターにおけます従来からの事務内容のさらなる充実、並びに平成28年度から新たに設置しました市民活動センターにおけますボランティア団体やNPO団体との連携への取り組みの強化など、運営をしております東大和市社会福祉協議会に対して補助金を交付しているところであります。

次に、起業家セミナーなどの開催についてであります。現在のところ市並びに東大和ボランティア・市民活動センターにおいても実施はしておりません。

次に、非営利活動法人設立の相談などへの対応についてであります。市あるいは東大和ボランティア・市民活動センターのいずれに相談があった場合においては、お話を伺った上で東京ボランティア・市民活動センター、あるいは法人設立認証の所管庁であります東京都のNPO法人担当の窓口で設立説明会、個別相談、運営相談などを行っている旨を御案内しております。

次に、市民活動支援（推進）条例策定についてであります。地域住民のつながり・関心の希薄化やライフスタイルの変化に伴い、市民ニーズも多様化しております。このような社会環境の変化に対応し、厳しい財政状況のもとで市政運営を展開するためには、自治会、NPO、ボランティア団体など地域の人的資源との連携、協働が欠かせないものと考えております。市民活動支援（推進）条例等につきましては、他市の状況を調査研

究してまいりたいと考えております。

次に、東大和市ふれあい広場における応募団体への支援についてであります。平成27年度に実施しました東大和市ふれあい広場の運営者の募集に際しましては、応募をしていただくための支援といたしまして、事前説明会及びふれあい広場の現地確認会を実施したところであります。

次に、（仮称）東大和郷土美術園についてであります。平成28年は明治39年10月に現在の文京区駒込で生まれました吉岡堅二画伯の生誕110年に当たる年であります。市では、画伯の功績及び作品をより多くの方々にPRするため、生誕110年を記念しました事業を計画しています。具体的には、郷土博物館企画展示室での企画展や、記念のオリジナルフレーム切手の発行、画伯の住居と敷地を国の登録有形文化財へ登録申請することなど進めてまいります。なお、国の有形文化財登録に向けての準備など、詳細につきましては教育委員会から説明をお願いします。

次に、総合福祉センターは～とふるの開設までの対応についてであります。平成28年5月下旬に総合福祉センターは～とふるの事業実施者による開設準備室が設置され、平成28年10月からの事業開始に向けて準備を進めているところであります。また、内覧会につきましては、9月中旬以降に実施する予定であります。詳細につきましては、引き続き事業実施者と調整を図ってまいりたいと考えております。

次に、みのり福祉園の引き継ぎに関する利用者への配慮についてであります。みのり福祉園の利用者や保護者の皆様に、安心して総合福祉センターを利用していただけるよう、利用者や保護者との面談を事業実施者が進めており、現在は全員の方との初回の面談が終了し、2回目の面談を始めているところであります。今後もセンター移行後に直接かかわる事業実施者の職員と連携を図りながら、引き継ぎ業務を丁寧に進めてまいりたいと考えております。

次に、総合福祉センターは～とふるの事業の見通しについてであります。市と事業実施者との間で、総合福祉センターの基本計画に基づき実施する必須事業である10の事業につきまして、平成28年10月から開始する予定で協議を進めております。

次に、開設後の事業の継続性についてであります。総合福祉センターは～とふるは、市と事業実施者が締結しました協定に基づき、事業実施者に建設用地を無償で貸し付け事業を実施するものであります。この協定において事業を安定的に継続するための規定を設けており、これに基づき事業が実施されるものと認識しております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） それでは、国の登録有形文化財の指定に向けた準備につきまして御説明いたします。国の登録有形文化財は、地域に親しまれている建物や、時代の特色をよくあらわしたのものや、再びつくることのできないものを守り、地域の資産として生かすための制度として、平成8年に誕生いたしましたものであります。登録有形文化財への指定につきましては、年3回開催される文化庁の文化審議会への諮問及び答申が必要でありますことから、現在、市では平成28年10月の文化審議会に向けて、東京都の助言もいただきながら準備を進めているところであります。

2点目の（仮称）東大和郷土美術園の設備方針や計画についてであります。また、（仮称）東大和郷土美術園の整備に当たっては、平成6年8月に有識者を含んだ検討委員会から、（仮称）東大和郷土美術園の設立についての提言が提出されております。提言の中では、名称、土地、施設、組織、事業運営等について詳細に記述さ

れておりますが、提出から20年以上が経過した現在では、そのままの形で整備を進めることは難しい状況であると認識しております。現在、郷土博物館では吉岡画伯の住居内の現有物調査を実施しておりますが、この調査にはまだ数年かかる見込みであることから、この調査の終了のめどが立った時点で整備方針の検討も進めてまいりたいと考えております。

3点目の吉岡堅二氏の作品の管理状況と市民が作品に親しめる工夫についてであります。吉岡堅二画伯の作品につきましては、平成25年度にお父様の華堂様の作品も含め、1,500点余りをデータベース化し、全作品を郷土博物館の特別収蔵庫で保管させていただきました。また、平成25年度より、御子息からは、額装することを条件に、毎年数点の作品を御寄贈いただいております。こうした作品を中心に、新収蔵品展として企画展示を行うとともに、郷土博物館の2階にある常設展示室内の一部に吉岡堅二コーナーを設け、市民の皆様が作品を見ていただくことができるよう工夫をしているところであります。

4点目の登録有形文化財の登録に際し、市民の皆様に関心をどのように集め、地域の資源として守り、運営していくのかについてであります。先ほど御説明いたしましたように、現在市では平成28年10月の文化審議会への諮問に向けて準備を進めているところであります。文化庁の担当者からは、文化審議会での審議が終了した後に、実際の登録への手続まで4カ月ほどかかるとのことであります。そのため、仮に文化審議会での審査が通った場合でも、実際の登録は年度末となる見込みですので、市民の皆様への関心を高める事業につきましては、その決定を待った上で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（中間建二君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時33分 休憩

午前10時44分 開議

○副議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○4番（実川圭子君） 御答弁ありがとうございました。

順次、再質問させていただきます。

まず、1点目の市民活動支援についてです。

①のボランティア・市民活動センターへの市のかかわりについてということで、これまで社会福祉協議会のほうで行っていたボランティアセンターの事業に加えて、この市民活動センターを立ち上げたということは、私は本当に市内の市民活動の活性化にとって大きな前進であるというふうに考えています。その中で市は、これは社会福祉協議会の事業ということで、市はそれを応援するというで補助金を出したということだと思いますけれども、そのことについて市はどのようにこれを発展させていこうというふうに考えているか、そのあたりをお伺いしたいと思います。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 今般、平成28年度から社会福祉協議会のほうに補助金を交付いたしまして、市の取り組みの一つでもございます市民協働の推進に当たりまして、ボランティアとかNPO団体との連携が欠かせない事業でございますので、その育成に中心的な役割を社会福祉協議会に果たしていただきたいと思うようなところがございまして、今回補助というような経過を踏んだところでございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） このボランティア・市民活動センターのようなものは、ほかの自治体でも社会福祉協議

会に委託してるところも多いというふうに私も思っているのですが、市民との協働を進めていく上でも、市もその情報共有を図るということが非常に大切だと思います。市とセンターと、それからそのセンターに登録しているような団体等の定期的な話し合いの場といいますか、協議をしたり、情報交換したりするような場を定期的に設けるようなことはお考えでしょうか。

○市民生活課長（大法 努君） そちらにつきましては、そちら、センターを運営しております社会福祉協議会においても、各市の状況をよく承知してるということでございますので、他市の例を見ながら、これからそういった連絡会といったものを、そちらのほうの会などをできるようにつなげていくというふうに聞いてございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 全くお任せということではなく、やはりそういった市も一緒になって進めていく、定期的な話し合いの場などをぜひ設けていただきたいと思います。

それから、このボランティアセンター・市民活動センターの役割の一つとして、拠点という意味が私はあるのではないかなというふうに考えています。現在は社会福祉協議会の中に置いているということだと思いますけれども、そのあたり拠点ということについてはどのようにお考えでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 社会福祉協議会の現状でございますけれども、都道の拡幅といったこともありまして、会議室が狭くなったというのこともありまして、さまざまな会議が行われているというような状況もあり、非常に狭くなってるといような現状は私どもも十分認識してるところでございます。今回、市民活動・ボランティアセンターということになりましたけれども、施設の問題につきましては、今後の社会福祉協議会の建物の老朽化等も念頭に置きまして、将来的な、長期的な市の公共施設の統廃合も検討していく中で、総合的に検討していく必要があるかなというふうには考えております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 将来的にそういった場所も、今のお話だと社会福祉協議会の中に、建て替えなどもしあった場合には、そういったところにも場所として設けていくようなお考えなのかと思いますけれども、現在は私は社協だよりということで、社協だよりの一番後ろのページに、そういうボランティア・市民活動センターのページというのが載っているのを見ているのですが、それ以外、実際に社協の入り口などにも、特に看板など設置されてないと思いますけれども、そのあたりについては今後周知といいますか——ということはどうにお考えでしょうか。

○市民生活課長（大法 努君） 東大和ボランティア・市民活動センターにおきましても、今後、向こう3年間でさまざまな事業計画をしております。例えば28年度につきましては、センターからの情報発信をするために、定期的にボランティアだよりを発行したり、ボランティア活動への若年層への参加の理解を深めていくですとか、ボランティア活動をしている方たちに必要な資機材、物品の貸し出しができるよう整備してまいりたいというようなことを考えてございます。

そういった中で、今、実川議員から御指摘のありましたような、そういう掲示につきましても、そちらのほう対外的に市民の皆様目に触れるように、そのようなことを対応していただくように、市からも要請してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 今までもボランティア活動をされてる方とか、市内で市民活動をされてる方も多いい

らっしゃいますけれども、やはりなかなか、それぞれが活動していて、集まって情報交換するような場ですとか、そういった情報を掲示したりとかいうような場があるといいなというふうに考えていたんですが、拠点ということはもうちょっと時間がかかるようなことだったと思いますけれども、今の場所においてもそういったところが一体そのボランティア・市民活動センターなんだろうというような状況ではないように、ぜひお願いしたいと思います。

そして、社会福祉協議会の建て替えなどによらなくても、例えば今ある公共施設の一部、どこか一角を設けるですとか、あるいは空き店舗などを利用して、そういった拠点ということも私は可能ではないかなというふうに考えますので、そのあたりも今後の検討課題にさせていただけたらと思います。

次の②のほうに移りたいと思いますけれども、市の事業を担う市民や市民団体の育成はということで、私はこのボランティア・市民活動センターの運営も、実際にはそういった市民団体が担えるようになることが理想なんではないかなというふうに考えてます。他市でもそういった社協ではなくて、市民団体がその活動センターを実際に運営しているというところも見られます。今回、東大和が行っているボランティア・市民活動センターは社協の事業ですけれども、そのほかにも市の中でいろいろな事業、公共的な事業について、私は市民や市民団体が担える事業というのが、まだまだあるのではないかなというふうに考えてます。そういったときに、市はやはりコーディネート役を担って、市民団体が実際にアイデアとか企画を出して運営したりしていけば、市民の力を発揮するということが市内でもできていくようになるのではないかなというふうに考えてます。

ですけれども、今市内の状況などを見ても、やはりそういった市民団体がいきなり市の事業を担うということには、とてもハードルが高いですし、まだ東大和市の中ではそういった環境が十分に整ってるとは言いがたいと思います。順番を追って、そういった市の事業に参画する市民を育成していく、そしてその後、活動できる場を提供するということが必要なのではないかなというふうに考えて、ここの質問を考えたんですが、アの起業家セミナーのような、セミナーの開催についてというふうなところで、市長答弁では現在のところ実施してないということなんですが、例えば産業振興のほうで、「創業するなら東大和」という創業支援の講座を行ってきておりますけれども、そのような形で公共的な事業を担えるようなものですか、あと他市の例ですとコミュニティビジネスというような講座なども開催されてるようですが、そういった講座を今後開催していくようなことについて、どのようにお考えでしょうか。

○市民生活課長（大法 努君） 先ほどの起業家セミナーのような講座、セミナーを開催できないかというお話でございます。今後、ボランティア・市民活動センターにおきましても、まだ具体的内容は決まっておりますが、今後、ボランティア活動をするリーダーの方を育成するための講座など、開催することも検討しております。

先ほど実川議員がおっしゃったのは、小平市での取り組みかと思われましても、そういった市が行っている事業を市民が担えるまでの育成という面においては、これからの行政運営を考えていく中では大変意義のあることではないかと認識しております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 当市でも、これまで例えば具体的な事業に対しての養成講座みたいなのはいろいろ行っていると思います。例えばゆうゆう体操ですとか、そういった介護予防リーダーのような事業については、養成講座をきっちり開いて、それを修了した方に活躍していただける場というのも、きちんと用意されてるよ

うに思います。また、観光ボランティアなどでも、そういった講座を開いてるというふうには認識をしております。そういった事業の目的に合わせて講座を開催して、修了した方が市の事業と一緒に担っていただけたということが、進んでいけば市民もやりがいを得て、市のほうは協力し合えるということができて、お互いにとってとても有益になるのではないかと考えます。そういった事業単位でもいいですし、また全体としてそのリーダーとなるような講座なども、今後、御検討いただきたいと思います。

そういったときに、そういう講座を受けて、市の事業と一緒にやっていくようなことが、私は進めば、進めていきたいというふうに思っているのですが、具体的に市民の方が担えるような事業というのが、どのようなものがあるかというのを、市のほうは検討などをしていることがあるのか伺いたいと思います。

平成27年の2月に職員のための協働の指針というのを作成しているかと思いますが、その中の調査みたいなのがありまして、その中で協働の形態というのが調査されているんですが、その中で東大和市の協働の事業が全部で211ある中で、事業委託をしているというのがわずか2事業で全体の1%というふうな結果が出ているのですが、このあたりをふやす工夫というか、市の事業の中でそういった、この部分は協働できるんじゃないかというような検討というのは進んでいるのでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 昨年、市の職員向けの協働のための指針というところを策定したところでございますけれども、平成26年度中ですから、26年度の年度末に策定したところでございます。27年度から職員に対する研修も行ったところでございますけど、その中でやはり協働のための事業を起すということではなくて、今やっている事業を、その中に協働でできないかというような視点を持って事業に当たるということが方針として掲げられてるところでございます。その中には、行政評価の中におきましても、その行政評価の中に、振り返りの中で協働の視点を持ってその事業に当たったかというようなところもございますので、そういう中で全事業、職員、当たってるわけですが、その中で協働ができないかというような視点で事業に臨んでいるところでございますので、その中でこれは協働に回せると、お願いできるというものができてくるものは、こちらのほうでやっていけたら協働の事業がふえていくのではなかろうかというふうに思っているところでございます。

以上です。

○4番（実川圭子君） ぜひ、そういったところを、市のほうもどういうことができるのかということを検討を進めていただきたいと思います。

先ほどから育成ということで、講座などを開いたらどうかというお話をしてきましたけれども、市の事業を担っていくということは、単なるボランティアですとか任意団体よりも、やはり一歩、少し責任などをしっかりと持ったようなNPO、特定非営利活動法人などが、社会的な信頼もありますので、そういった団体が活躍しやすいように当市でもなってもらいたいというふうに思っています。この次のイのところをお伺いしたいんですが、先ほど市長答弁の中では、市のほうにそういった相談などありましたら、東京都のほうなどのボランティアセンターやNPO法人担当のほうに相談に行ってほしいということだったと思います。私もNPOの立ち上げなどに実際にかかわってみまして、さまざま書類の作成ですとか会計の処理ですとか、本当に一般企業とは異なるいろんな処理があって苦労することがありました。それから、また寄附の集め方ですとか助成金の受け方とか、そういった資金繰りのことでも、本当に身近に相談できる人がいてほしいというのが正直なところで、やはり東京都のボランティアセンターなどにも行ったんですが、遠くまで足を運ばなければならないということで、そういったことを今後、今回できました市民活動センターで、ぜひとも相談に乗って

ただきたいと思えますけれども、そのあたりについてはいかがでしょうか。

○市民生活課長（大法 努君） 東大和ボランティア・市民活動センターにおきましても、他市のセンターではそういったNPOの相談事業を実施していることは承知してございます。まずはNPOの設立や、さまざまな相談を受けることができるよう、職員のスキルアップを図るなど体制づくりに努めまして、そのうちさまざまな相談に取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） ぜひ、進めていただきたいと思えます。

それから、起業について、NPO法人を立ち上げるということですね。設立などについて、市内にある中小企業大学校との連携というのは可能なのか、ちょっとお伺いしたいと思えます。東大和の創業塾ですか、これを今回もチラシが配布されていて、「ヤマトDE発進！！Ver. 2」というチラシを私、拝見したんですけれども、その中にNPO法人の方も創業事例ということでお話しされるようで、招かれてる方がいらっしゃるんですね。私、前、中小企業大学校のほうで以前お伺いしたときには、特にNPOということでは支援をしてないということで、やはり中小企業大学校、やはり企業向けの施設ですので、そういったことはしてないということなんですが、やはり仕事を起こしていくということでは共通のものもあるのではないかと思います。今後、中小企業大学校との連携については、どのようにお考えか伺います。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 今、中小企業大学校は実川議員がおっしゃったように、NPOとは違った起業ということでございますので、メニューもきつくないのではないかなと思えますので、場所貸し等は市内にあるということでございますので、そのような御相談には乗ってくれるかと思えますけれども、その辺は担当を通じて確認をしたいなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○4番（実川圭子君） すぐということにはならないかもしれないですけども、市のほうはこんなふうに、NPOの設立についても支援していきたいんだというようなことを、何かの機会にお伝えいただければ、どこか連携できるのではないかなというふうに考えますので、ぜひ話の話題にでもしていただけたらと思えます。

NPOは営利目的の民間企業とは異なって非営利の活動で、行政のパートナーとなってさまざまな地域で活躍していると思えます。国の施策などや都の施策などを見ても、NPOと連携をしている様子がいろんなところで見られます。都が発行しているいろんな事業のパンフレットなどを見ても、連携のNPOの住所が載っていたりということがあるのですが、当市ではそういったNPOとの連携というのがもっと、もっと進めてほしいと思えますけれども、そういったNPOとの連携をする場というのは、今後どのようにされていくのかちょっとお伺いしたいと思えます。

○市民生活課長（大法 努君） 市のこれからの行政運営に当たりまして、市民協働は欠かせないということは十分承知してございます。その中心的役割を担っていただきますNPO団体やボランティアの皆様、そういった方々との連携も、今後当然必要になると承知してございますので、それは東大和ボランティア・市民活動センターとまた連携いたしまして、対応していつてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 市のほうも多様化している業務と一緒に担う市民の団体というのが、本当にこれから大きな力になってくると思えますけれども、NPO団体のほうも市と連携することで、非常に活動の場が広がっていくということで、本当にお互いにとっていい関係になれば、東大和のいろんな事業が本当に活性化してい

くのではないかと私は考えますので、ぜひそのあたりを進めていっていただきたいと思います。

このような活動を進めるに当たりまして、ウのところにあります市民活動支援（推進）条例のようなものをきっちりと制定をしまして、明文化するというか、市や市民団体の役割は何かとか、そういったことをきちんと示していくことが、今後必要になるのではないかなというふうに考えてます。市長答弁の中でも、他市の内容などを参考に調査研究をしていきたいというお答えでしたけれども、特にこの市のものは参考にしていきたいというようなどころがありましたら教えてください。

○市民生活課長（大法 努君） 他市の制定状況ということで、そういった取り組み、条例を制定している自治体、あるということは承知してございます。まずは、この4月に東大和ボランティア・市民活動センター、こちらが事業の充実をまず図って、ボランティアやNPOの支援、活動支援に取り組むということに重点、まずそのNPO活動の支援に取り組むことに重点を置くことが先決であると認識してございます。条例制定につきましては、そういう自治体があるということも承知してございますが、今後の課題といたしまして調査研究してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 条例をつくるにしても、そう一朝一夕にはできませんので、いろんなところを見たり、それから専門家の方の話を聞いたり事例を参考にしながら、勉強会というか、そういったところから進めていけたらなというふうに思いますけれども、そのときにぜひ、行政は行政、市民は市民ということではなくて、市民も行政も一緒になって、そういった検討ができるような会をぜひ、検討だけ勉強会だけか、そういったところを一緒になってできるような会にしていっていただけたらなというふうに思います。

条例制定までは、策定まではちょっとまだ時間がかかるとは思いますが、今までのお話の中でも、例えばボランティアとNPOということや、市民団体とか、そういったいろんな団体があると思いますが、そういった役割の違い、例えば今後、介護保険のほうで地域支援事業が、予防事業のほうで総合事業ということで担い手をどうしていくかということが大きな課題になってくるとは思いますけれども、そういったときにボランティア団体とか、市民の任意の団体と、やはりこれまで専門として取り組んできたNPOの団体とは、やはり提供できるようなことも違ってくるとは思いますけれども、そういった違いを私はしっかりと明確化していく必要がどこかにあるかと思っています。そのために、条例策定まではいかないまでも、例えば市の事業のこの部分を、この団体と協働で取り組んでいこうといったときに、根拠となるような規約なのか、要綱なのかわからないんですけど、そういった協定なのか、そういったものを何か文章化していく必要があると思はれますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 今行ってる事業、それから今後新たに実施しなければならない事業等におきまして、やはりその点で協働といいますか、お願いするような場合には、やはりその事業をお願いできるような実績等を勘案してやる場合と、あとそちらを公に公募いたしまして、プロポーザル方式といいますか、提案方式といいますか、そちらのほうで決めていくような方法もあろうかと思っておりますので、その事業の規模とか等にもよるかと思はれますけれども、それはその都度、考えていくものかなというふうに思っているところでございます。その辺も含めまして、そういうところまでも他市におきましては条例等でも、例えばNPOを使う場合にはどうだということ踏み込んだ条例になるのかということも含めて、今後また調査研究してまいりたいというふうに考えてるところでございます。

以上です。

○4番(実川圭子君) 例えば市が何か直営で事業というか、管理などをシルバー人材センターに委託しているというようなことが、いろんな事業の中であると思いますけれども、その事業を、じゃシルバーさんではなくて、ほかの団体が行うというようなときに、シルバー人材センターが担っていたときには、委託費の人件費ということでかかっていたものが、同じようなことをやるのに団体、ボランティアさんが受けることで、その経費がかからないというようなことが、そういったことが、そういうおそれがあったり、今までもそういったことが、ちょっと私は感じたところがありますので、同じ市の事業を担う場合に、そういった市が直営で委託をするときには人件費を払うけれども、そうじゃないときには払わないとか、そういったことが、不公平感が起きていってしまったのは、私はちょっと元も子もないと思いますので、そういったところをきちんと、この場合にはどうだというような、協定なのか何なのかちょっと、私は条例だと思ったんですけども、それはまだ先ということなので、今後すぐにでもいろいろ事業を協働でやる場合に、そういったところを明確に、役割をきちんと明確にしていっていただきたいなというふうに思っています、ここのところを要望とさせていただきますと思います。

次の3番目のふれあい広場についてお伺いしたいと思います。

この場所は、今年度は運営事業者が決まって、もう既に稼働していて、現在の運営が始まっていますけれども、そのことについてはちょっとここでは取り上げるつもりはないのですが、応募の段階のことでお伺いしたいと思います。

私は、このふれあい広場は、これまでもいろいろちょっと質問させていただいたこともありまして、市民協働のあり方として非常に募集の方法などもよかったのではないかなというふうに思っています。応募の条件の中で、対象が法人だったり、個人でもあそこを希望があれば使えるというようなことが、応募の段階で入っていたと思いますので、そのことについては非常によいことだなというふうに感じていました。しかし、実際にそれを市民の方が、市民団体ですとか、個人の方がそれを受けるには、非常にその条件が厳しいのではないかなというふうに感じてました。市の観光案内や情報提供を行うことですか、1日6時間以上、年末年始を除く毎日あそこを開所するなどというような条件があったので、運営になれてない市民団体の方では、とてもこれでは受けることができないなというふうに思っていたのですが、応募の対象者に法人などではなく個人なども受けることができるというふうに、ここに含めた理由というか、どのようなお考えがあってそういったことにしたのかをお伺いしたいと思います。

○企画財政部副参事(遠藤和夫君) ふれあい広場の運営者の募集に当たりますので対象でございますが、まず場所は駅前で、東大和市等の情報発信をすること、あるいはにぎわいの創出に寄与できる運営ができることという条件を提示いたしました。当然その業務が果たせることという条件からは、相手方が企業であれ、NPO法人であれ個人であれ、それができる方という設定でありますので、今議員からいただきましたような設定を提示した理由でございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) やはりああいう場所を運営するというのは、非常に大変なことだと思いますけれども、そういったことになれてないけれども、いろんなアイデアや企画を持っていて、あそこを活用したら、こういうふうになるというような思いを持った市民の方というのが、応募しようかな、あるいは説明会に行かれた方の中にも、そういった方がいらしたと思います。しかし、条件が厳しいということで、私はもう少しそういった市民団体の方が受けられるような支援といいますか、例えば同じような思いを持った方が曜日を決めて、毎

日じゃなくても順番でやれば受け入れることができるとか、何かそういった細かい相談ですとか、そういったことができたならよかったのではないかなというふうに感じています。応募の段階で、そういった団体さんのほうから、こういったことなら受けられるというような、何か要望などありましたらお聞かせください。

○企画財政部副参事（遠藤和夫君） ただいまいただきましたように、市民あるいは市内の団体の方によっては、やはり駅前の施設を毎日、また一定時間営業を続けるというのは難しいというような感想を抱かれたという声も聞こえてまいりました。ただ、結果といたしましては、今回、NPO法人さんによる応募があり、そちらを運営者として選定できたことによって、東大和市ふれあい広場を、当初考えておりました毎日情報発信ができ、またにぎわいの創出を行えるような場所とすることができたと考えております。

○4番（実川圭子君） 今回の応募者の方は、そのようにできたと思いますけれども、私としてはやはり市民の方も応募の対象だったということで、やはりそういった方が優先して受けてもらえたらなという思いもあったので、ちょっとこのあたりを質問させていただきました。

そういった、まだ今の段階では、なかなかこの条件で担うことは難しいけれども、この部分を調整してもらったらできるというようなことを相談しながら進めていくというのも、私は市民協働の一つであって、そういうことが、そういった市民を育成していくということだというふうに考えます。今回のふれあい広場に限らず、どの事業でもチャンスがあれば、そういった形でもう一步、行政側の支援があれば、それをやってみようかなという市民の方もたくさんいらっしゃると思いますので、そういったことをぜひ行っていただきたいと思います。そういったさまざまなチャンスをつくって、市民が参画できるような仕組みを、ぜひ今後進めていっていただきたいと思います。

以上で、1番目の市民活動支援については終わりにしたいと思います。

次に、2番目の東大和郷土美術園についてお伺いします。

御答弁の中で、国の有形登録文化財の登録に向けて準備を進めていることをお伺いしました。今回、今現在、文化庁の文化審議会に諮問をするということで準備をされてると思いますけれども、まずその前に、この国の有形文化財に登録したいというか、しようということに至った経緯をお伺いしたいと思います。

○社会教育部長（小俣 学君） 東大和郷土美術園の今回、登録有形文化財の登録するに至った経緯でございませうけれども、吉岡堅二画伯につきましては、昭和の日本画界を代表する画家でありまして、平成2年に83歳でお亡くなりになるまで、東大和市で活躍をされた方でございます。これまで郷土博物館におきましては、画伯の新収蔵品展を中心としました企画展示や、郷土博物館の2階の常設展示室の一部を吉岡堅二コーナーとして設けまして、功績など紹介をしてPRに努めてきたところでございます。そして、本年が、平成28年が画伯の生誕110年ということもございまして、画伯の功績をより多くの方に知っていただくために、何ができるかということをお考えまして、今回、国の登録有形文化財の指定をすることといたしました。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 吉岡画伯の作品だけではなくて、建物や、その場所というのも非常にいい場所ですので、ぜひこういったところが登録されたらいいなというふうに思いますけれども、10月に向けての申請ですか——になるかと思っておりますけれども、それまでの準備が進んでいるのかというようなことと、あと申請に向けて5月に調査があったというようなことを聞いていますけれども、そのあたりの状況についてお伺いします。

○社会教育課長（村上敏彰君） 現在、登録有形文化財への文化庁への申請につきましては、登録に当たっては東京都教育委員会の進達書とか、東大和市教育委員会の意見書、あるいは配置図の図面、写真、あと専門家の

所見等をそろえまして、東京都を經由して提出するわけでございますが、提出が実は6月上旬、まさに今、迫ってるところでございます。ですので、議員おっしゃいましたように5月19日の日に、文化庁の申請に先立ちまして、文化庁の職員と東京都の職員が現地を調査していただきまして、現地を確認後、必要な図面とか、あとは提出する写真の助言とかをいただきまして、あとは書類の確認ですね、そういったことが行われておりまして、近々、東京都のほうから文化庁のほうへ申請がされると、このように伺ってございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 順調に進んでるのではないかなというふうに思いますけれども、その有形文化財に登録されると、どのようなことが、例えば国からの支援などが、何か受けられるものがあったら教えてください。

○社会教育課長(村上敏彰君) 登録有形文化財制度は、建築物のさまざまな活用を行いやすくすることが特徴と言われております。今までどおり使うことはもちろん、観光資源として活用することも可能ですし、また登録有形文化財建造物修理補助事業、あるいは登録有形文化財の建造物を活用した地域活性化事業など、建物修理や、あと地域活性化に際しましては、国の補助、こういったものが、例えば設計管理費に限られてるとか、一部制限はございますが、国の補助が受けられると、このように伺っております。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 建物もかなり手を入れる必要があるのかなということもありますので、ぜひそういったことも進められるようになるのではないかなと思いますので、こちらのほう滞りなく結果が出るようにしていただきたいと思います。

ちょっと先にいきまして、今後、登録されるかされないかによらず、やはりあそこは市の大切な財産として、市はしっかりと整備していく必要があるというふうに思います。年に2回、今、特別公開を行ってますけれども、それについても例えば整備が進めばもう少し公開する時期もふやせるのではないかなと思います。整備に当たっては、御答弁でもありましたように、平成6年の8月に検討委員会からの提言書というのが提出されているというお話でしたけれども、その内容について少し御紹介していただけますでしょうか。

○社会教育課長(村上敏彰君) 東大和郷土美術園の提言についてでございますが、平成6年8月に有識者からによる(仮称)東大和郷土美術園検討委員会から答申が出て、提言がされております。提言の中では、母屋や長屋門、前庭の活用のほか、展示室、公開施設及び収蔵施設の新設、あるいは正規職員の配置や駐車場の整備などが提言の中では盛られております。

以上でございます。

○市長(尾崎保夫君) 今回の美術園について、平成6年ということで提言が出たというのは、(仮称)東大和美術園ということで提言を私自身も見させていただいたんですけども、非常にすばらしい、あのおりできたらこんなにすばらしいことはない。駅からも5分ぐらいだし、多摩湖も近いしということで、非常にすばらしいものがあるなというふうには思っているのは事実でございます。

ただ、平成6年ということで、バブルがはじけて三、四年たったところなんで、そういった意味での当時の人たちの思いというのは、今私どもが考えてる思いと、思いは同じなんですけど、それを実現するための手段というか、そういうふうなものが少し違ってきているかなというふうには思っています。ただ、今私どものほうでできるのは、まずこれから先も吉岡堅二画伯のあその場所、作品、それから建物等を含めて、しっかりとまずは確保するということが、今できる最善の方法ではないかなというふうに思っております。やはり土地と、それから建物と作品等がなくなってしまうということは、考えてはいけないというふうには思っております。

ので、これからも基本的には建物の保存と、それから作品群ですね、これを整理し、そして必要なものは額装したりとか、補修したりとかしながら、これから先も東大和市にとって大切な文化財として確保できるような、その基本のところをしっかりととりあえず押さえていきたいと。そして、時期が来ましたら、美術園構想ということで、改めて現実的にどうしたらいいかという、その現実的な対応を見据えながら、そのような形のものを検討できればというふうには思っているところです。

以上です。

○4番(実川圭子君) 本当に非常にこの平成6年の提言というのは、検討委員会の方たちの非常に熱い思いが入っていて、すばらしいものだとも思います。しかし、今市長のお話にもありましたように、今の現状の東大和市の状況からいって、このまま全てをやっていくのも難しいのかなということも、一方で私も感じるところです。最初の教育長の答弁のところでも、現在は現有物の調査ですか——など数年かかるので、その後にまた整備に進んでいくというようなお話だったと思います。私は、そういった方針について見直すことが必要なのではないかなと思っているのですが、そのことについては数年先に見直しを進め、今現在は現在進めてるような額装をしたりとか、細かいところを維持していくというお考えでよろしいでしょうか。

○社会教育部長(小俣 学君) 今後の整備方針ということになろうかと思えますけども、こちらの平成6年8月の提言につきましては、市長からも答弁いただきましたけども、20年以上たっている中では、修正が必要な部分もあるということでもありますけども、提言の趣旨そのものは今も健在であるというふうに認識しているところでございます。現在は美術園の整備に欠かせない大前提となる母屋の生活文化財についての調査を行っているところでございまして、こちらについてはまだデータベース化するまでに、まだ何年かかるような状況でございます。そのデータベース化が終わりましたら、その内容の品々についての寄贈、寄託の関係で、御子息と御相談させていただくこともして、それを踏まえてめどが立ちましたら、そういういろんなものがそろってまいりますので、その後、専門家の御意見を聞きながら、整備に向けて準備をしまいたいと思っております。

以上です。

○4番(実川圭子君) 徐々にですけども、着実に進めていただければと思います。

ちょっと先にいきまして、この場所は、やはり吉岡画伯が長年居住していたということで、吉岡さんの作品を展示していく場所には、もう日本の中で最もふさわしい場所だというふうに思いますけれども、その吉岡さんの作品について少しお伺いしたいと思います。

御答弁の中では、1,500点をデータベース化したということなんですが、吉岡画伯の作品については、スケッチなども非常に多いというふうに思ってますけれども、その1,500点の中の額装されてるものですか、その内訳を少し教えてください。

○社会教育課長(村上敏彰君) 吉岡の御子息から、市が所有してるものも含めまして、あと御寄託いただいているものも含めまして、全部で日本画、本画と言われるものが39点ございます。そのうち、既に寄贈いただいているものが21点で、今年度、額装をすることを前提に寄贈をお願いしてる作品が5点、あと御子息が所有している作品が13点、これは日本画だけでございます。このほか素描と言われる、いわゆるデッサンですね。それとか草稿と言われる下書き、これが335点、あとスケッチブック、先ほど議員さんのほうからありましたスケッチブックが約100冊ございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 市内でも作品を所有しているということで、これからまだ御子息から譲り受けていくようなこともあるのではないかということだと思いますけれども、市内だけではなくて、市外でも吉岡画伯の作品があると思いますけれども、そういった収集という点についてはどのようにお考えでしょうか。

○社会教育部長(小俣 学君) 今お話がありました東大和市外にある作品についての収集についてでございますが、なかなか把握がし切れてない部分ございますけれども、現在のところは市外のもを収集するという動きはとってございません。現在では御子息の持っていらっしゃいます作品について、年に二、三点になりますけれども、額装をさしていただいて、それを条件に寄贈いただいているというような状況でございます。

以上です。

○4番(実川圭子君) 今はすぐに調べられるので、インターネットとかで見ても、吉岡画伯の作品が、小さい作品ですけれども、出ていたりとか、あとホームページですとか、美術関係の雑誌などで寄贈などを呼びかけたりしてもいいのではないかなというふうに私は思ってます。買い取りなど、高額になるとちょっと難しいのかなと思いますけれども、やはりここを吉岡画伯の作品を集め——の拠点といいますか、場所だということ意識して、やはり市外にあるようなものも今後収集していったらいいのではないかなというふうに思います。作品をふやしていくということと同時に、市民が親しめる工夫などもぜひしていただきたいと思います。市内の方で、吉岡さんの名前は郷土美術館の公開などですとか、企画展のチラシなどでも大分名前を知る方も多くなってきたと思いますけれども、なかなか、じゃどんな作品なのって言われると、よく知らないという方が多いんですけれども、やはり市民の方がもっと目に触れて、親しめるようになれば、市民の方も行ってみようというようなことになるかと思っておりますけれども、そういった市民の方が親しめる工夫というのを、どのようにしてるか伺います。

○社会教育課長(村上敏彰君) 現在、吉岡画伯の作品に親しめる工夫ということでございますが、常設ということでは、教育長の答弁にございましたように、郷土博物館2階に吉岡堅二コーナーというものを設けまして、年に3回ぐらいですけども、中の模様がえをすることで、作品については複製という形ではありますけれども、そういった形で年3回ほど中身を、展示物を変えることで市民の皆様が親しまれる工夫はしてるところでございます。

以上でございます。

○社会教育部長(小俣 学君) 議員の言われている質問としますと、そういう吉岡画伯の絵をいろんなところに置いて、目に触れるようなことができないかという御質問でもあったかと思っております。作品の複製については、1回1回、必要に応じて、吉岡画伯の御子息の許可をとっております。また、複製の写真の場合には、写真でやる場合には、それをごらんになられに来た方には、写真の撮影を御遠慮いただいているような状況もございます。ですので、作品の複製を市内のいろんな場所で展示するということにつきましては、所有者の同意が得られるかということもございまして、展示している場所での写真撮影の間などに、課題があるというふうに認識しております。

以上です。

○4番(実川圭子君) 企画展などとか、特別公開などで足をわざわざ、そこに見に行かなくても日常的に作品に触れるということができないかなと思まして質問させていただきました。市役所のロビーですとか、公民館ですとか公共施設や、あるいは学校とかで、例えば昇降口とかに飾ってあったりすると、子供たちが毎日見れば、ああこの人、この作品ねということ、やはり意識して見なくても、その作品に触れることで、吉岡さ

んのことを親しみを感じていただけたらと思いますので、いろいろなところで工夫して、できるだけ目に触れるような形をとっていただけたらと思います。

それから、今回、記念切手の発行なども予定しているということなのですが、郷土美術園として例えば絵はがきですとか図録ですとか、そんなのを作成したり販売したりなど、私は行っていただきたいなと思いますけれども、切手はこのほかに何か検討してるようなことがあったら教えてください。特別公開のときにボランティアさんが作成していただいたのか、資料をいただいたんですけれども、本当にとてもよくできてる資料だと思うのですが、印刷がちょっと、もうちょっといい印刷だったらいいなというふうには思うんですけれども、そのあたりも含めて教えてください。

○社会教育課長（村上敏彰君） 吉岡堅二さんの生誕110年を記念いたしましては、郷土博物館の企画展示室での企画展示と、あとはそのほかにも、今議員さんがおっしゃいましたようにオリジナルフレーム切手の作成、こちらには吉岡堅二画伯の功績を伝える説明文も入れようと考えてございます。そのほかにもポストカード、こちらにも吉岡堅二画伯の作品を用いたポストカードの作成も考えております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） ぜひ、多くの方に広めていただけたらと思います。

作品に親しんで、市民の方がそういった、吉岡さんって東大和にずっといた方なのねということで、親しみを感じていく市民の方がふえれば、美術園の保存に関しても関心を持っていただけたらと思います。私としては、例えば他の地域とかで文化財指定をする前に保存会が立ち上がったとか、市民の方が盛り上げて、あそこを登録したいねということで、いろんな活動をされてるというのをよく見るのですけれども、この東大和の郷土美術園に関しては、そういった動きが特に今のところないんですけれども、そういったことをやはり私は市のほうからも少し仕掛けていくといいですか、例えば今こういう文化財の登録に向けて市は動いてるんですよということを知らせて、例えばそのことをもっと知る勉強会ですとか講座を開いたりというような、あそこにかかわってくれる人をふやすということで、積極的な働きかけができないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○社会教育課長（村上敏彰君） 吉岡堅二画伯の建物について、保存のための市民の盛り上がりというふうな御質問だと思いますが、吉岡画伯の建物ということだけではなくて、今、郷土博物館のほうでは平成24年から文化財ボランティアというのも募集をしまして、その文化財ボランティアにつきましては、講座の講習を重ねる中で現在15名いらっしゃいます。その方のうち、3名はことしから参加しておりますが、文化財ボランティアにつきましては、今年度から月1回、変電所の中の公開もお願いしてございますし、積極的かつ自主的に活動に取り組まれております。郷土美術園の公開に当たりましては、おうちガイド等もお引き受けいただいております、かなりスキルアップしてるなというふうに考えてございます。ですので、直接的に郷土博物館が働けるということではございませんが、こうした文化財ボランティアのお力もかりながら、登録有形文化財の登録に向けては盛り上げていきたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 文化財ボランティアの方、本当にあそこのこの前の特別公開のときにも非常に丁寧に説明をしていただいたりとか、本当によくしていただきました。そういった方が、本当にもっともっとふえて、保存についても関心を寄せてくれる市民の方がふえていけばいいなというふうに思いますので、今後もさまざまなことで、そういった企画ですとか、あるいは私は一番、やはり吉岡さんのことを知るような講座を定期的

に公民館などでできたらなというふうに思いますので、そのあたりも検討していただけたらと思います。

特別公開のときには、市外の方も多く訪れたというふうに聞いています。その市外の方に、保存のための協力をしていただいたりとか、あとは——ということもできるかと思いますが、市外の方があそこに訪れるときに、なかなか案内の案内図といえますか——というのが、例えば一番最寄りの武蔵大和の駅の周辺にも案内図が特に表示がなかったりですか、あとちよこバスのバス停の名前にも、括弧つきですけども、郷土美術館前というのがあるかと思いますが、そのバス停でおりましたとしても、どちらに進んでいいのかわからないような状況だと思いますけれども、そういった案内板については整備の予定はありますでしょうか。寄贈者を募ったりとか、あるいは広告を入れれば費用というのは賄えると思いますが、いかがでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 郷土美術館への案内図、案内板の設置についてでございますけれども、今のところは特に設置のほうはできていない状況でございます。その美術館の特別公開のときにつくるチラシには、ちっちゃい簡略図ですが、入れたりしていることはございますけれども、現在のところはそこにとどまっております。たくさんの人に来てもらいたいという思いを考えれば、そういうことも考えていく必要があるかなというふうに思いますので、どういうことができるのかにつきましては、今後研究してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○4番（実川圭子君） 案内板については、ぜひ社会教育だけではなくて、観光というような視点からも、観光のほうと協力して、あの地域は多摩湖へ行く道でもありますし、そういった地域を含めて案内図などが整ったらなというふうに思いますので、ぜひよろしくお願いします。

郷土美術館につきましては、修繕も含めて保存は多額の費用を要すると思います。また、作品の展示のために、例えば平成6年の提言にあったような新施設を併設するというようなことになると、とても市の単独では行えないと思いますけれども、そういった資金面も含めて協力者を、ぜひたくさん、市民だけではなく、市外の方も含めて協力者を私はふやしていくことが必要なのではないかなというふうに思います。また、庭園などの庭木の剪定や雑草などの手入れなどは、ボランティアが担うこともできるかと思いますが、かかわる方がふえればふえるほど、やはりそこを大切にしようという動きも生まれてくると思いますので、ぜひ市民と行政と、それから関心がある方、一体で取り組みをしてよい場所になるように整備を進めていただきたいと思います。

以上で、この郷土美術館については終わりにしたいと思います。

続きまして、3番目の総合福祉センターは～とふるについてお伺いします。

総合福祉センターにつきましては、開設準備室が5月の下旬にできたという、私たちも案内をいただきまして、チラシなども配布いただきました。この周知については、どのように進めるかは把握していますでしょうか。

○福祉推進課長（嶋田 淳君） 開設準備室の周知ということでございますけれども、こちらは今議員さんのほうからお話ございましたとおり、市議会議員の皆様、それからみり福祉園の利用者の保護者の皆様、それから障害福祉関係団体、また総合福祉センター近隣地域の皆様と店舗等ですね。こういったところにチラシを配布させていただきまして、広報させていただいているところです。また、市のホームページにおきまして、こちらの開設準備室についてはPRをさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) この開設準備室は、実際のこの運営についてどうなのかというのを、本当に直接、事業者の方に問い合わせられるので、そういったことも本当に、今後は市も対応は必要ですけども、直接、実施事業者が対応できるようになるかと思っておりますので、そのあたりの周知を、ぜひお願いしたいと思います。もし、市のほうに問い合わせがあった場合には、ぜひ市民の立場に立って、そういった、こういったことはどうなんだということを、事業実施者に伝えていただきたいと思っております。

この場所につきましては、7月末の竣工ということで内覧会が、前回の3月の定例議会の中でもいろいろ御答弁があったと思っております。そのときと、市長答弁のほうでもありました9月中旬以降になるのではないかと思います。そのことについてなんですけれども、やはりもう少し先行して内覧、特に保護者の方ですとか利用者の方ですとか、そういった方が見学できるようにしてほしいと思っておりますが、そのあたりについて御見解をお伺いします。

○福祉推進課長(嶋田 淳君) 冒頭の市長答弁にもございましたとおり、内覧会につきましては9月中旬以降に実施する予定ということで、現在、事業実施者のほうと調整を図っているという状況でございますので、今の時期の前倒しというようなお話もございましたけれども、現状のスケジュールの中では9月中旬以降という形のスケジュールとさせていただいているというところでございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 7月末にできて、1カ月半の間にはどのようなことが行われるのでしょうか。

○福祉推進課長(嶋田 淳君) 7月下旬の竣工後、8月に入りましたら開設準備室が当然、中に移行されるのか、そういったこともございますが、その後、備品等の搬入等、それから中の状況を整えたりとか、事業実施者のほうに物件が引き渡された後には、そういった準備、それから内装を整えるですとか、そういったこともあるのではないかと、このように考えています。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 8月に開設準備室が、その総合福祉センターの中に移動するということですけども、その開設準備室には直接訪問して、相談などできるようになるのでしょうか。

○福祉推進課長(嶋田 淳君) 現在開設されてる開設準備室においても、直接、御訪問いただければ御相談を受けたりですとか、そういったこと、当然電話等でも対応はさせていただいているところですけども、現在におきましてもそういう形で、訪問に対しても対応できるようなスペースがあるというふうに、私どもは認識しております。当然今お話ございましたとおり、8月に入りましたら実際のは〜とふるの中に移設した場合も、一応そういった対応はできるというふうに考えております。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) ぜひ、少しその雰囲気だけでも、訪れることができるということがわかりましたので、そのように進めていただきたいと思っております。

利用される方の中では、工事中の様子でもいいですから、中の写真などを撮って公開してほしいというような要望もあります。本当にどんなところになるのかというのが、一番知りたいところではあると思っておりますので、現在こんな状況ですよというようなことでも構わないと思っておりますので、そんなことがもしできるようでしたら、ぜひ内部の写真など公表してほしいと思っております。これはちょっと要望にとどめたいと思っております。

次に、みのり福祉園の引き継ぎについてお伺いしたいと思います。

現在、個人面談を、2回目を始めているということだと思います。面談を行ってるといことだと思いますけれども、面接のされる相手が今までのかかわっていた職員ではなく、新しい事業者のスタッフだということで、面接室にも入れない方がいるというようなお話も聞いてます。スタッフがかかわると、お迎えのバスにも乗れないというようなこともあるようですけれども、そのスタッフが今回、事業者が変わるといこと、スタッフがみんな変わってしまう、それから場所も移動するといこと、そのあたり本当に配慮をしていただきたいと思ひますけれども、そういったことに関して市は現状をどのように捉えているか、お伺ひしたいと思ひます。

○みのり福祉園長（石川伸治君） 現在、2回目の面談が、みのり福祉園のほうで行っております。面談につきましては、先ほどの議員さん、お話ありましたように、中には利用者が、なかなか面談に臨めないといような状況もあるとい話は聞いておりますけれども、ただどちらにしても現在、開設準備室の職員の方々、事前に自分たちを紹介するパンフレットを配って、自分たちを知っていただくといことから始めたり、あるいは面談の日程につきましても、保護者の方々と直接連絡をとったりといこと、関係づくりを行ってるところでございます。また、面談の場におきましても、和やかな雰囲気をつくりながら、対応に心がけていただいおるといこと、現在進めてる面談、あるいは準備につきましても、順調に進んでいるといふう理解しております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 7月になりますと、引き継ぎのスタッフさんも本格的に人員配置されてくると思ひますけれども、そういった方との関係づくりですか、そういったことについてはどのようにされていくのかお伺ひします。

○みのり福祉園長（石川伸治君） 7月ごろから事業実施者の職員が、みのり福祉園の利用者と関係づくりといこと、現場に直接入りまして活動を行っていくことになります。これを行うことによりまして、利用者の不安、保護者等の不安等も解消していく手段として、有効な手段だといふう考えております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） そういった方が本格的に入ると思ひますけれども、あとは人になれるといことと、それから場所についても本当に大きく場所が変わるわけですので、9月中旬以降ですか、そちらに入れるのは、機会は9月中旬以降になると思ひますけれども、その場所になれるといことについては、どのように工夫をされていくのかお伺ひします。

○みのり福祉園長（石川伸治君） 先ほどお話ししたように、7月以降、みのり福祉園のほうに法人の事業実施者の職員が入って関係づくりを行いますけれども、その引き継ぎの中で、9月ごろから直接施設の中に入りまして、新しい施設の見学や、またトイレ等の使い方、またあるいは移行後の活動のシミュレーションなどを行う機会をできるだけ設けていきまして、利用者にも少しも新しい施設になじんでいただくよう、不安を取り除くための努力をしていきたいといふう考えております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 引き継ぎとして、そのようにできるだけ機会をつくっていただきたいと思ひますけれども、今までかかわっていたみのり福祉園の職員の方についてなんですが、9月いっぱいでのみのり福祉園は終わるといこと、10月以降、前回の定例議会の中でも、10月以降は職員がそちらにかかわる、新しい総合福祉センターにかかわることはないといような御答弁があったと思ひますけれども、その10月以降の稼働につい

て、今のみのり福祉園の職員の方、嘱託の方ですとか臨職の方だと思いますけれども、その方が総合福祉センターのほうへ移るようなことを促していただくことはできないでしょうか、お伺いします。

○みのり福祉園長（石川伸治君） 現在、みのり福祉園のほうで働いていただいております臨職、嘱託さんについてでございますけれども、事業実施者がみのり福祉園の嘱託及び臨時職員向けの採用試験を実施しております。採用された方がどれだけいらっしゃるかは、ちょっと私どもでは捉えておりませんが、採用者があったという情報は得ております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） やはりスタッフの方が1人でも多く今までの方がかかわっていただけるということは、利用者の方にとっても安心につながりますので、ぜひそういったことを、直接、強制することはできませんけれども、促していただきたいと思います。

10月1日からなんですが、全ての事業が稼働するかというようなお伺いをしているんですけども、基本計画の中では10事業が挙げられていて、それについて稼働することで進められていると思います。例えば、その中で多目的集会室の利用というのが、一つ事業があるんですけども、のぞみ集会所の利用者の方たちも、9月30日まででのぞみ集会所が終わってしまうということで、10月1日からきっちり使えるのかということが、非常に御心配されてる点なんですけども、もしそこが10月1日から使えないようであれば、ほかの場所を予約しなければならぬとか、あと予約するにしても、集会室の受け付け方法は、予約の方法はどうすればいいとか、内部の様子はどうか、利用の規約はどうかということが、もっと前から情報が公開されてなかったら予約もできないと思いますので、そういったことについて、10月1日からということですけども、その前にいろんな情報というのが必要だと思います。総合福祉センターの説明会や、あとは各事業の受け付け時期などはいつごろになるのか教えてください。

○障害福祉課長（小川則之君） 多目的集会室の利用や受け付けの方法につきましては、現在、事業実施者と調整しております。そのことがまとも次第、適切な時期に利用予約等についてお知らせしてまいりたいというふうに考えております。現在、のぞみ集会所を利用している皆様につきましては、障害者の団体等を優先的に御利用いただくということは既に決まっておりますので、利用者の皆様に支障が出ることがないように努めてまいります。そのほかの事業の受け付けにつきましても、同様に事業実施者と調整を図っておりますので、適切な時期にお知らせしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○4番（実川圭子君） 多くの事業所で、そういった募集要項ですとか、詳細を記したパンフレットなどというのがつくられてると思いますけれども、そういったものを作成していただけるということでよろしいでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） パンフレットとか、さまざまな事業をこれから行いますけれども、それにつきましては引き渡し7月の末で竣工して、8月以降、事業所のほうに、法人のほうに引き継がれますことから、そこからパンフレット等を作成していただいて、皆様のほうに周知をしながら、そういった利用などについても詰めていけるようにしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） ぜひ早目に、皆さん本当にどうなるのかということが、なかなか情報がなく、10月1日から始まるということだけが情報としてあるというような状況ですので、ぜひ早目にそういったことをつくっ

ていつていただきたいと思ひます。

最後の開設後の事業の継続性についてですけれども、小さな事業所でも事業計画などを作成して公表するということがあるかと思ひます。NPOに関しては、その事業計画の公表などは義務化されていますが、社会福祉法人については公表の義務がないようなんですけれども、どのような事業を進めていくかというような事業計画については、市民の方も非常に関心が高いところなんです、そういったことを公表を進めていつてもらえるように働きかけていただくことはできますでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） ただいま事業内容につきましては、事業実施者と調整を進めております。先ほど部長の答弁にありましたとおり、パンフレット等、作成をした中で、事業の詳細について明らかにしてお伝えしていくというふうにしていただくよう、事業実施者のほうと調整を進めてまいりたいというふうにご考えております。

以上です。

○4番（実川圭子君） この事業は、民設民営ということを選んで、民間の力を生かした運営を期待しています。しかし、現状は非常に皆さん不安な状況で、どうしてかという、やはり情報不足というのが、私は一番なのかと思ひます。待望の総合福祉センターの開設ですので、利用者の方も、皆さんに親しまれる施設になっていただきたいと思ひますので、ぜひ運営事業者の方には積極的に情報公開をしていただき、市は市民や利用者の立場に立って要望を伝えて、事業が進むように強く求めて私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○副議長（中間建二君） 以上で、実川圭子議員の一般質問は終了いたしました。

ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午後 0時 8分 休憩

午後 1時30分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 森 田 真 一 君

○議長（関田正民君） 次に、1番、森田真一議員を指名いたします。

〔1番 森田真一君 登壇〕

○1番（森田真一君） 議席番号1番、日本共産党の森田真一です。通告に従いまして、一般質問を行わせていただきます。

初めに、このたびは熊本地震で被害に遭われて亡くなられた方々の御冥福をお祈りするとともに、いまだ避難生活を余儀なくされてる皆様にお見舞いを申し上げます。

それでは、質問をさせていただきます。

まず、第1に高齢者の介護施策についてです。

①としまして、2017年度より実施予定の介護予防・日常生活支援総合事業の準備状況について現状と課題を伺います。また、先行して——ここでは「モデル」とありますが、「モデル」は削除をお願いいたします。先行して事業を実施した自治体ではどのような課題があったのか、見解を伺います。

②として、軽度者のサービス利用の意義と実態、また介護負担のあり方について現状と課題を伺います。

③として、「介護離職ゼロ」に向け、現状と課題を伺います。

大項目の2では、障害者の福祉施策について伺います。

①本年4月より障害者差別解消法及び改正障害者雇用促進法が施行されました。当市での障害者施策の展開に与える影響について伺います。

また②として、総合福祉センターの整備によって前進した課題、また残されている課題について伺います。

大項目の3では、地域防災についてです。

4月に発生した熊本地震は、過去に例を見ない予測不能の震災とされ今後も予断を許しません。

①として、市の防災対策において現時点でこの災害から学ぶべき教訓は何かについて見解をお伺います。

②として、旧耐震基準の住宅の耐震改修の促進について現状と課題を伺います。

③として、新堀・南街の木造住宅密集地域についての現状と課題を伺います。

再質問につきましては、自席にて行わせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

[1 番 森田真一君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、総合事業の準備状況の現状と課題及び先行実施した自治体における課題についてであります。市では現在、平成29年4月からの総合事業の実施に向けて、サービス類型、サービス提供基準、単価等の検討を行っているところであります。事業移行に当たり、サービス提供基準の緩和によりサービスの質の確保や、参入する事業者の一定数の確保が課題であると考えております。また、多摩26市のうち12市において総合事業を実施しており、同様の課題があったとのことでもあります。

次に、軽度者のサービス利用の意義と実態及び自己負担の現状と課題についてであります。軽度者におけるサービス利用の意義につきましては、適切なサービスを利用することにより、心身機能の改善を図るものであります。実態につきましては、生活援助を中心とした訪問型サービス、機能訓練や社会参加を目的とした通所型サービスでの利用が多くなっております。自己負担の現状につきましては、介護保険法の規定に基づき、所得等に応じまして1割、または2割の負担割合となっております。課題としましては、負担割合の内容について御理解いただけるよう、よりわかりやすい制度の周知に努めることであると考えております。

次に、「介護離職ゼロ」に向けた現状と課題についてであります。介護離職ゼロの取り組みとしまして、国は在宅・施設サービス等の整備の充実や加速化、介護サービスを支える介護人材の確保、介護する家族への相談・支援体制の充実等を示しております。市では、介護サービス事業者への介護ロボット導入に向けた情報提供や、総合福祉センターは〜とふるでのケアラー支援を実施することとしております。課題につきましては、市の実情に応じた仕事と介護の両立のための支援体制の整備であると考えております。

次に、障害者差別解消法及び改正障害者雇用促進法が市の障害者施策に与える影響についてであります。障害者差別解消法及び改正障害者雇用促進法は、国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者に対し、障害のある方への障害を理由とした不当な差別の禁止及び合理的な配慮の提供を規定したものであります。市では、障害者差別に関する総合的な相談窓口を設けるとともに、市職員及び市民を対象とした差別解消や、障害者理解を深めるための研修会、講演会等の啓発活動に取り組んでまいります。

次に、総合福祉センターは〜とふるの整備に伴います課題についてであります。総合福祉センターは〜とふるでは、みのり福祉園で実施してまいりました生活介護や就労継続支援B型の定員を拡大するとともに、就

労移行支援等の新たなサービスを実施します。このことにより、第3次東大和市障害者計画・第4期東大和市障害福祉計画で掲げています障害者の日中活動の場の整備が進むものと考えております。今後の課題としましては、障害福祉計画に基づき、施設入所者の地域移行に向けた取り組み等を進めていく必要があると考えております。

次に、市の防災対策において、熊本地震から学ぶべき教訓についてであります。このたびの地震は震度7という大きな揺れが連続して発生するなど、過去に例のない地震であったと言われております。このため、地震対策については新たな検証を行う必要があると認識しております。

次に、旧耐震基準の住宅の耐震化についてであります。市では平成20年3月に災害に強い都市づくりの実現を目的として、東大和市耐震改修促進計画を策定しております。平成27年3月に改定しましたこの計画におきましては、住宅の耐震化率を平成26年度時点の約82%から平成32年度までに95%以上にするを目標としているところであります。住宅の耐震化は、市民や建物所有者がみずからの責任で主体的に取り組むことが重要でありますことから、引き続き耐震化の重要性の普及啓発、耐震改修の方法や助成制度の情報提供を行ってまいりたいと考えております。

次に、新堀・南街の木造住宅密集地域についての現状と課題についてであります。新堀地域と南街地域の一部は住宅が密集しており、道路幅員も狭いことから、市内の他の地域に比べ災害時の避難や消火、救助活動の困難度が高く、防災上の課題があると認識しております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○1番（森田真一君） 御答弁、ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

大変申しわけありませんが、私ちょっと風邪ぎみで、声が通りが悪くて、ちょっと聞き取りづらいかもしれませんが、よろしく願いいたします。

それでは、質問させていただきます。

まず初めに、高齢者の介護施策についてであります。ここでは大きく4つの項目に分けて、東大和市の高齢者の現状と、それから市内の高齢者介護サービス事業所の整備状況、介護職員の人手不足、それから介護予防・日常生活支援総合事業の準備状況について、順に伺いたいというふうに思います。

まず、東大和市の高齢者の現状について確認をしたいんですが、初めに東大和市の高齢者なんですが、ここ10年間ぐらいの間に高齢者の人口はどのように推移してるかということをお伺いします。

○福祉部参事（尾崎淑人君） ここ10年ほどの高齢者の人口、65歳以上の方の推移でございますけれども、平成18年1月1日で1万4,422人でしたが、平成28年1月1日では2万1,815人となっており、約1.5倍の増加となっております。また、75歳以上の後期高齢者の人口の推移でございますけれども、同じく18年1月1日現在で5,073人でありましたが、28年1月1日現在では1万77人となっておりまして、約2倍の増加となっております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） また、この方々の所得の状況などがわかるような、指標になるものなんていうのはあるんでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 介護保険料の所得段階ということでお答えをさせていただきます。所得段階で、

第1段階から第3段階の方、この方々は世帯全員が市民税非課税の方ですが、平成28年3月1日現在で市全体の被保険者数2万1,974人のうち、第1段階の方が3,928人、第2段階の方が1,375人、第3段階の方が1,382人で、計でいいますと、割合でいいますと約3割の方がなっております。人数につきましては、6,685人です。なお、被保険者のうち、生活保護の受給者の方でございますけれども、836人、3.8%となっております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 勤労者世帯を含めましても、全世帯で今3分の1ぐらいが貯蓄がない世帯だって言われてますから、高齢者の方々、低所得・無資産の高齢者が非常に多いということが、ここでもわかるわけがあります。

次に、市内の高齢者介護サービス事業所の整備状況についてお伺いいたします。

第5期の介護保険計画の開始年でありました平成24年度と現在との比較で伺いますが、介護保険のサービス事業所一覧などに掲載されてる事業所の数は、大体どれぐらい増減があるものなのかということをお伺いしたいと思います。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 比較でございますけれども、恐縮でございます。24年度ではなくて、27年のというところで比較をさせていただきたいと思っております。

1年間で市内の事業所で増減がございました介護サービスでございますけれども、居宅介護支援の事業者が1増1減、訪問介護が1増2減、訪問看護が1増でございます。それから、通所介護については13減となっておりますけれども、このうち12は地域密着型の通所介護の移行でございます。制度の改正に伴うものでございます。それに伴いまして、地域密着型の通所介護は12増になってございます。

続きまして、新しい施設ということでございますけれども、28年10月からは総合福祉センターは～とふるにおきまして、特別養護老人ホームが54、ショートステイが6ということで、60のほどが始まります。それから、中央1丁目に認知症の共同生活介護、いわゆるグループホームでございますけれども、これが18名。同じ施設で、小規模多機能型居宅介護で29名が始まります。芋窪6丁目におきましては、介護老人保健施設が135名が開所されます。あわせまして、通所リハビリ、30名、訪問看護、10名、訪問リハビリ、7名、定期巡回・随時対応型訪問介護看護で10名が開設予定でございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 今御報告になかったところでも、私のとこの近所にも、狭山になるんですかね、新しい施設が開所するようでありますので、全体としてこの東大和の中でも、今高齢者介護にかかわる施設というのはふえているものだというふうに思われます。第5期計画と比べても、この間、介護サービス事業所、急増しているということがわかります。それだけ、今後、市内で介護需要が増加するものと見込まれるゆえなのかというふうに思います。

それでは、伺いますが、現在の特別養護老人ホームの待機者数というのが、どのようになっているかというのを教えてください。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 特別養護老人ホームの待機者数でございますけれども、平成28年1月末現在でございますけれども、実人数が183人となっております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 総合福祉センターに特養60床、できるということではありますが、これによって整備はど

ここまで進んだのかということについてもお伺いします。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 28年10月には～とふるで特別養護老人ホーム、54人が開設になりますと、市内で特養が5カ所ということになりますので、定員としては380名。この数字でございますけれども、第6期の介護事業計画策定時の整備計画は達成できるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） この総合福祉センターの特養60床ができると、待機者はどれだけ減るといえるのでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 先ほど申し上げましたが、現在の待機者数、1月末現在で183人でございますので、今後、ショートを含めますけれども、60人が整備予定ということになりますと、およそ約3割が当たるといふふうに考えております。

以上です。

○1番（森田真一君） それは、よくあるような、いわゆる市民粹みたいなもので確保されてるといふような理解でもよいのでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） は～とふるでございますけれども、市民粹ということではなくて、一般的に待機者数というのは市内の特養の数でございますので、仮に60床できるといふことの計算上の数字でございます。

以上です。

○1番（森田真一君） ということは、いろんな市からも御利用されるということも、場合によってはあるでしょうから、丸々60床ということじゃなくて、優先度、必要性に応じて早く入られたから順に埋まっていくという、こういうことになるのかなというふうに思います。

そうしましたら、次ですが、先ほども触れましたけど、高齢者の多くの方は低所得ということもありまして、地域でも特養でなければ経済的に入所するのが難しいという声、非常に多く聞かれます。第6期計画では28年から37年度までの間に特養は1.5倍、老健でいきますと2倍ぐらい需要が増加するというふうに見てるようではありますが、今後の整備の予定がこれに追いつくようなものなのかどうかということもお伺いします。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 特別養護老人ホームにつきましては、現在、具体的な整備計画というのはございません。したがって、第7期の介護事業計画を策定する中で、検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） それでは、質問を変えまして介護職員のいわゆる人手不足の問題についても伺いたいと思います。

こうした施設の需要がある一方で、介護に従事をされる職員が今、慢性的に不足しているということも大変大きな問題になっています。国も人材確保のためには、処遇の改善がまず何よりも必要だということを認められて、不十分ながらではありますが対応策をとっているというところではあります。市内の事業所でも、こういった人手不足による事業への影響が出てくるのかどうかということ、わかるところで教えていただければと思います。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 介護事業所の職員の方から、私、介護の職員が少なくなっているであるとか、若手職員が多くなって経験を積んだ職員が少なくなっているという話を伺うことはございますけれども、私の範囲で言うと人手不足で深刻な影響を受けているというお話は、そこまでは受けていないというのが実情でございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） これ事例紹介ということになるんですけども、独立行政法人福祉医療機構という組織がありますけども、こちらが昨年の末に発表した「平成26年度特別養護老人ホームの経営状況」という資料を発表されました。ここでは、都市部では高い特養への需要に対して必要な人員を集められず稼働率が低下をし、27%の施設が経常収支で赤字となり、29人以下の小規模特養では約4割が赤字になったという大変深刻な状況も生じているということを報告をしています。

私、先日、市内在住で介護職で従事されてる方、数人の方から現場どうなってるのかというお話をたまたま聞く機会がありまして、何人かの方からは具体的に話を聞いたんですけども、ある男性の方は、4フロアもあるような大きい施設にお勤めされてるそうなのでありますが、今その施設なんかでは人手不足で、実際に稼働してるのは、この4フロアのうち1フロアだけだと言われました。夜勤も月8回あって、本当に疲労こんぱいをしている職員が多いと。それゆえに退職を希望されるような同僚職員も出るわけですが、そういった退職希望される方に、「あなたにやめられたらもうこの施設は立ち行かなくなってしまうんだ」と説得して、やっと思いとどまってもらってるっていう状況なんだそうです。驚くべきというか、ちょっとにわかには信じられないような話だなと、このお話伺ったときは思ったんですが、この方の職場の特殊事情ということもあるのかなと思いつつ、他の介護職の方にそういうお話、聞いたんですということを伝えますと、そのほかの方からも、「いや、そういう現場ありますよね」というふうに言われました。また、最近できた多摩市内のある市の特養でも、やはり私が聞いたような話とよく似たような状況が起こってますよという、こういうことも聞かされました。

当市では、たまたま地域手当の料率の改善が図られたということもありまして、一定の経営改善の効果ももたらしてるものなんだろうと思うんです。この点では、本当に市の努力のたまものというふうに感謝をしたいと思えますし、また一方で介護報酬の抜本的な改善なしには、こういった事態は改善できないということ、この機構の分析は物語っているのではないかとこのように思いました。

次、質問させていただきますが、介護予防・日常生活支援総合事業の準備状況について伺います。

平成29年度より開始する要支援1・2の方が対象となる介護予防・日常生活支援総合事業の準備状況なんですけど、これは今どういうふうに進んでいるかということをお教えください。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 準備状況でございますけれども、先ほど市長からも答弁させていただきましたが、現在、サービス事業のサービス類型、単価、サービスの提供基準について検討を進めているところでございます。準備に際しましては、地域の実情に応じて多様なサービスを展開するというと同時に、地域の支え体制づくりを推進し、要支援者に対する効果的、効率的な支援を可能とすることを目指すと言いました総合事業の趣旨に沿いまして事業設計を行っていることが重要と考え、現在準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） このところでは、他の議員の皆さんからも同じような質問をされまして、生活支援コーディネーターを通じて老人クラブや自主団体なんかの方々にも聞き取りをされたり、そういったところから社会資源マップですとか事業所の一覧なんかの整備も進めているというふうに伺ったところでありますが、実はこの総合事業は当市では29年4月からということではありますが、既に法律上は27年度からスタートしているということで、三多摩では先行して3市が取り組みをされているところです。各市の介護事業者からお話を伺う機会がありまして、これちょっと時期、古くなっちゃうんですが、昨年伺った話なんですけど、もともと

サービスを担ってきた事業者が、介護保険とは別枠でより単価の低いサービスを請け負わされているという状況があるため、総体として減収、経営困難に陥っているということを口々に訴えられておりました。

3市からそれぞれ報告されたところでは、いずれもボランティアなど、新たに事業を担ってもらうといったことは結果的にできず、既存のサービス事業者が、今通っていらっしゃる利用者を切り捨てることができず、総合事業を引き受けているんだということでした。

ある市では、生活援助を行ってる事業者の方、こんなふうに言ってます。

総合事業の介護予防訪問の報酬単価は、従来から活動してるヘルパー2級の方をサービス提供者にして配置してるような事業所ですと、基準の70%にまで減算されてしまうんだというんです。それではちょっとやり切れないということで、市独自に担い手が有資格者になるような、1型って言うてるそうですけども——では900単位、それから一定の研修を修了した方が担う2型というものでは600単位というふうにしているそうです。しかし、それでも実際かかる手間暇が変わるわけではなくて、同じ仕事をより低い単価で請け負わされてるだけだと言っていました。介護保険の事業と予防介護の事業の分けようがないということで、総合事業に参加しないという事業所もあったそうです。

また、住民ボランティアによる事業は全く引き受け手がなかったと。

先ほど紹介しました一定研修をされたという2型のことですが、研修修了者の研修内容も問題があって、国のガイドラインではヘルパー3級修了程度で53時間という目安があるんだそうなんですけども、こういった目安も市の判断でよいとしているために、この市では1日研修でもいいんじゃないかと市の担当者が言っているということで、大変質の確保が心配なんだって言っていました。

行政は生活援助を家事代行と考えて、資格がなくてもできる仕事だと思ってるようだ。しかし、生活援助は介護そのものであって家事代行ではない。利用者の心身の状態を観察しながら、ケアプラン、個別支援計画、実績報告、モニタリングなどのプロセスを経ない限り、適切な支援は提供できないんだって言っていました。

お伺いしますが、こういった、このように実際に総合事業を行ってきた自治体では、これらのような深刻な課題を抱えています。どうすればこういうような矛盾を回避して、この総合事業の準備を進めることができるかということについて、市の見解を伺いたいというふうに思います。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 今お話しございましたように、先行して総合事業を実施した自治体の中には、現在の訪問通所型サービスと相当、同等サービスを見直して、緩和型サービスや住民主体のサービスに移行した自治体もございます。一方、総合事業でございますけれども、先ほどの繰り返しになりますけれども、要支援者の方に対する効果的、効率的な支援等を可能とすることを目指すという趣旨に沿った総合事業の設計をしていくことが重要であるというふうに考えております。さらに、事業利用者、個々のニーズを的確に把握いたしまして、利用者のニーズに合った多様なサービスを提供することができるということも考慮いたしまして、当局としては現行の訪問型、通所型サービスと相当、同等サービスの継続と、緩和型サービスに移行していくということも含めまして、現在、サービス類型、基準などの検討を行っているところでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 厚生労働省のガイドラインでは、29年度中は既にサービスを受けられてる方については、要支援認定をして現状維持していくけれども、30年度から一律に総合事業に移行させるというふうになっています。先行自治体の先ほどのような証言のように、事業者の経営を圧迫しながら、事業が立ち行かなくなっていくという事態になれば、今の要支援相当の方々を、まさしく切り捨てていくことになってしまいかねません。

国が自治体や現場に、言ってみればこういう無理筋を押しつけるようなこと自体が、まさに問われるべきなんではないかというふうに今思います。

この項では、まとめますが、介護保険制度発足時に制度設立にかかわった元厚生官僚の方が、最近、マスコミのインタビューに答えられて、介護保険は当初の制度の理念から大きく逸脱していると、今や国家的詐欺と言われても仕方がないところまで来ると、こういうふうに憂えておられました。

今後の施設整備も本当に急がれますし、国は「介護離職ゼロ」の方針を受けて、財務省もこの間、遊休地の国有地の活用を促してるところです。チャンスを生かした整備計画の加速が求められると思います。委細は後ほどの尾崎利一議員の質問に譲りますが、6月2日に発表された骨太方針2016の中でも、「介護サービスが利用できずやむを得ず離職する者をなくすとともに特別養護老人ホームに入所が必要であるにもかかわらず自宅で待機している高齢者を解消することを目指し」として、「国有地の利用推進、介護基盤の整備の強力な推進」と、また「介護人材の処遇改善」と強調しているところ。こういった趣旨に沿うような、高齢者施策であっていただきたいということをお願いをしまして、この質問は終わりにさせていただきます。

次に、障害者の福祉施策についてです。

ここでは、大きく3つの項目に分けてお伺いをします。1つは、障害者差別解消法について、改正障害者雇用促進法について、それから総合福祉センター整備による前進と今後の課題について順に伺います。

まず、障害者差別解消法についてなんですが、この法律の趣旨は一体どのようなものとなっているのでしょうか。また、この中でキーワードとなります「不当な差別的取り扱い」や、また「合理的配慮の提供」というのは、どういったものなのでしょうか。これは誰がどのような義務を負うことになるのでしょうか、教えてください。

○障害福祉課長（小川則之君） 障害者差別解消法は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するというを目的に、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置を定めたものであります。法におきましては、障害者に対して正当な理由なく、障害を理由としてサービスや機会の提供を拒否する、または提供に当たって場所、時間帯などを制限する、障害のない者に対しては付かない条件をつける、これらが不当な差別的取り扱いに当たりますが、不当な差別的取り扱いを禁止し、行政機関等がその事務または事業を行うに当たって、個々の場面において障害者から現に社会的障壁の除去を必要とする旨の意思の表明があった場合に、その実施に伴う負担が過重でないときは、社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な配慮を提供するというを義務づけております。

以上です。

○1番（森田真一君） ということは、これは前にも質問のときに教えていただきました障害者福祉骨格提言の中で示されている「障害者は、必要とする支援を受けながら、自己決定を行う権利が保障される。障害者の個別の事情に最もふさわしい内容でなければならない」、こういう考え方を教えてもらいましたけども、この考えが法制化をされたということなのかというふうに理解をいたしました。

伺いますが、内閣府のホームページを見ますと、内閣府や、また各種の自治体で作成した合理的配慮に関する事例集、これいい場合も悪い場合も、何か中身には含まれるんですけども、こういったものが幾つか載せられております。ある市のものを見ますと、本データ集に事例として掲載されていることをもって、当該事例を合理的配慮として提供しないことが、直ちに法律に違反するもの、また提供を義務づけるものではない点には

御留意くださいというふうには、一文、書かれておりました。

この法律に詳しい東京大学の近藤武夫先生という准教授の方がいらっしゃるんですが、この方の話、聞く機会がありまして、解説を聞いてみますと、「合理的配慮」のこの内容は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的な場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で柔軟に対応がなされるものであるというふうにしています。

したがって、障害を理由として、あからさまなサービス提供を拒否することはもとよりですが、当事者がこれこれの配慮が必要だと意思を示される、またはそれを示せなくても客観的に困っていることが明らかな場面で、役所や事業者が建設的な対話によって、可能な限りこれに歩み寄る努力をしたことを当事者に示さないまま、一方的にサービス提供の拒否や条件をつけて制限を加えるといった結論を押しつけるということがもしあれば、これは「不当な差別的取り扱い」であると、この法律は新たに規定をしたんだと、こういうふうな説明をされていました。こういう概念でよろしいのでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 法に基づいて、国は障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針を定めております。その基本方針の中に、議員が御指摘のような合理的配慮の提供の概念が示されております。

以上です。

○1番（森田真一君） それでは、障害者差別解消法で、市町村が具体的に取り組むべきとされていることはどんなことがあるのでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 市町村が取り組むべきことについてでございますが、まず1つ目が市町村の職員が適切に対応するために必要な要領、職員対応要領と言いますが、こちらのほうは国は義務ですが、地方公共団体は努力義務というふうにされております。

2点目が、合理的な配慮を行うための事前的改善措置としての環境整備。こちらは、この法律で新たに規定されたということではなく、従前のバリアフリー法等での規定に基づいて、環境の整備に努めるということにされております。3点目が、相談や紛争防止のための体制整備。4点目が、市の職員や事業者、一般市民を対象とした啓発活動。この2点目、3点目、4点目については義務とされております。

5点目に、相談事例等の情報共有をし、地域の実情に応じた差別解消のための取り組みを行うネットワークとして、障害者差別解消支援協議会の設置、こちらは任意設置ということになっております。

以上です。

○1番（森田真一君） そうしますと、こう列举されましたが、当市で具体的に取り組んでいくものということになりますと、この中でどういうふうになるのでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 1点目の職員対応要領の作成については、努力義務とされておりますが、差別の解消に向けた取り組みを積極的に推進するというので、この4月から東大和市障害を理由とする差別の解消のための職員の対応に関する要綱を定めました。それに合わせて合理的配慮の具体例等を示した職員対応マニュアルを作成しました。

2点目の環境の整備につきましては、先ほど申し上げましたとおり既存のバリアフリー法等の規定に基づいた対応を進めるということにしております。

3点目の相談及び紛争の防止のための体制整備につきましては、既存の各市の相談窓口を活用するとともに、主たる相談窓口を障害福祉課に設けました。あわせて市の職員の対応に関する相談窓口は、職員課及び障害福祉課ということにいたしました。

4点目の啓発活動に関しましては、職員向けの研修会、それから一般市民向けのリーフレットの作成、配布及び市民向けの講演会等を今後実施するという事を予定しております。

5点目の障害者差別解消支援協議会につきましては、既存の地域自立支援協議会等の活用を検討するという方向で定めております。

以上です。

○1番（森田真一君） 他市の取り組みの状況についても、お伺いしてよろしいですか。

○障害福祉課長（小川則之君） 平成28年4月1日現在ですが、先ほどの努力義務とされました職員対応要領につきましては、多摩の26市中9市で4月1日施行ということで作成をしておるといふふうに伺っております。

以上です。

○1番（森田真一君） それから、環境の整備ということでお伺いしたいんですけども、これは従前のバリアフリー法の延長でというふうにお話ありましたが、具体的には市ではどうなってますでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 環境の整備につきましては、不特定多数の方を想定した事前的改善措置ということでございまして、例えば現在行っております庁舎耐震工事に伴って行っている中庭の整備、それからそれに伴う点字ブロックの敷設等が、これに当たるというふうに認識しております。

以上です。

○1番（森田真一君） ここでは、中庭の点字ブロック、例に挙げられておりましたが、私、前の質問でも、たまたまこの点字はすり切れて、困られておられる視覚障害者の方からお話を聞いて、ぜひ改善をということをお願いしましたら、タイミングよくということもあったんですが、直ちに組み込んでいただいて、今ちょうどこの立派なものができるということで、本当にありがたく思ってる次第であります。

次に、伺いますが、合理的配慮というのはさまざまな形があるわけですが、市としては、これどの程度取り組まれていくようなものなんでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 合理的配慮の提供につきましては、環境の整備と重なる部分もございまして、例えば庁舎において、毎週金曜日ですけれども、手話通訳者を設置して各窓口で御利用できるようにしていることですか、各種のイベントに手話通訳者を設置するということも、各所管課で進めております。あわせて声の広報、あるいは公民館だより、市議会だよりの発行、それから全課というわけではございませんが、窓口によっては簡易筆談器を設置して筆談を円滑に行うというような取り組みを行っております。

以上です。

○1番（森田真一君） 先ほどの国のホームページなんかでも、各市町村で進んでるところということなんだと思うんですけど、合理的配慮の例ということをつくったもの、たくさん掲載してるんですけども、そういった掲載なんかしてるような自治体でも、まだ取り組み切れてないようなものなんかも幾つかありまして、これに対して東大和市は、実は既に早くから取り組みをして頑張っておられたというような事例も見つけました。

例えば、東大和市の場合ですと、図書館とボランティアが協働されて、声の広報など早い時期から作成してきたと、こういうふうな取り組みもされているところなんです。こういった既に東大和市は他市に誇れるような、こういった事例もあるんだということも、ぜひこの機会に市民の多くの皆さんにも知っていただきたいというふうに思いましたし、私もこれで認識を新たにいたしました。

それでは、伺いますが、合理的配慮ということの中には、ハード面、制度面のほかにも、例えば職員さんの窓口対応などのソフトの面なんか非常に重要な点が見られるようではありますが、こういった点ではどんなふ

うにされていくんでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 差別解消法の施行にあわせて、市の職員を対象とした研修会を今後も実施していくということで、この4月に実施をいたしました。その中で、職員対応マニュアルのほうに記載されております障害別の特性や、必要な配慮事例を紹介して、職員に対する周知を行っております。また、その研修会では障害のある当事者の方をお招きして、御本人から障害のある方に対する必要な配慮についてのお話をさせていただいて、より具体的に知っていただくというふうな工夫をしております。

以上です。

○1番（森田真一君） 市民の方からいろいろ御相談いただく中には、障害を持たれてる方も大変多くて、中には職員さんが普通に言ったちょっとした一言ですとか、ちょっとした投げかけが、御本人にとっては非常に差別みたいなの、そういうことではないんですけども、つらく感じたいな話を聞く機会、よくありまして、やっぱり障害の特性、その方、個々のというのも多分あるんだと思うんですが、そういったところに留意をしながらよりよい接遇をしていくということ、非常に重要なんだということも各地のマニュアル、事例集なんかを見ながら思ったところでありまして。このところには、ぜひ職員の皆さんの多様な経験から酌み尽くしていただきたいなというふうに思います。

それでは、次にいきますが、障害者差別解消法は、民間事業者の方々も対象とされるとなっておりますけど、民間事業者はどのような対応が求められるのかということを教えてください。

○障害福祉課長（小川則之君） 民間事業者の合理的配慮の提供につきましては、努力義務というふうにされておりますが、民間事業者に対しましては、各事業を所管する主務大臣から事業分野ごとに遵守すべき対応指針が示されております。例えば厚生労働省は、福祉事業者向けや医療従事者向けのもの、国土交通省ではタクシー事業やバス事業等の事業者向けの対応指針が示されております。

以上です。

○1番（森田真一君） 市では、この民間事業者に対してどのような取り組みをされていくかということも教えてください。

○障害福祉課長（小川則之君） 障害のある方に直接接する機会の多い障害福祉サービスの事業所等につきましては、それぞれの事業所連絡会等でリーフレットを配布する等で周知を行っております。また、一般の事業主の方に対しましては、障害福祉課で関連のある福祉タクシーのタクシー事業所、あるいは医療関係、医療機関につきましては個別に周知を行っております。さらに、商工会に加盟する市内の事業者につきましては、商工会を通じてリーフレットを配布するということを予定しております。

以上です。

○1番（森田真一君） 民間事業者の中には、地方自治体の事務にかかわって公的役割を担っているというようなセクターもあるかと思えます。例えば社会福祉協議会であったり、シルバー人材センターであったり、またその他の民間福祉施設などが少なくともこれに該当するかと思うんですけども、こういったところが配慮義務を求められた場合、自治体はその公務を担っていただいているということとの関係でというか、範囲で、これを担保するというような努力義務というものは生じるものなんじゃないでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 議員の御指摘のあった社会福祉協議会やシルバー人材センター、あるいは民間福祉施設等につきましては、障害者差別解消法におきましては、あくまでも民間事業者ということになりますので、先ほど申し上げた主務大臣が定める対応指針を遵守するということになります。したがって、市が

それに関与するということ、原則的にはありません。市の要綱におきまして、公の施設を管理する指定管理者につきましては、民間事業者ではありますが、施設を所管する課において、市の要綱及び対応マニュアルで定めた事項に沿って、適切な対応をしていただくような指導をするということにされております。

以上です。

○1番（森田真一君） ありがとうございます。

それでは、ちょっとこれ一例ということになるんですけども、6月1日に福祉新聞という専門紙の中で紹介されたんですけども、兵庫県の明石市、これは先ほどの事例集を掲載してるというところの一つなんですけども、ここではこの法律の施行に合わせて民間事業者が合理的配慮をしやすいするために、市独自の支援策を始めたという紹介をしています。これはどのようなものなのか、当市ではこういったことは今後考えられないのかという考え方についてお伺いしたいと思います。

○障害福祉課長（小川則之君） 兵庫県明石市におきまして、障害者差別解消法の施行に合わせて、民間事業者等が合理的配慮を提供するためにかかる費用を市が助成するという制度を創設いたしました。民間事業者のほかに、自治会や地域団体、サークルなども対象としておりまして、コミュニケーションツールの作成や物品の購入、工事の施行等について5万円から20万円の範囲で助成をするという制度ということを知っております。これは全国で初めての制度ということでございますが、当市におきます民間事業者への取り組みといたしましては、まず差別解消法について知っていただくということが必要であるというふうに考えておりますので、事業者への周知の部分で努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○1番（森田真一君） 私も、この福祉新聞の記事でしか、この内容は見てないんで、本当に概略のことしかわからないんですけども、この記事によりますと、この明石市の泉市長さんという方が取材に応じて、この制度をつくった理由を簡単に言われてるんですけども、助成は障害者だけでなく、みんなのためのものでもあると。これまでの当たり前を刷新して、まちの風景を変えたいんだと、こんなふうに理由を述べられておりました。この言葉は、非常に含蓄深い話なのかなというふうに、私はこれ読んで思ったんですけども、今回の障害者差別解消法の考え方の中には、障害者の方が自分の体の中に障害を持ってることじゃなくて、これ医学的モデルという言い方するそうですけども、そうじゃなくてそれを取り巻く社会の側に使いにくさ、バリアがあるんだという社会モデルだという考え方があるそうです。まさしくこの泉市長のお言葉の中には、障害者のためじゃなくて、つまりそれを取り巻いてるみんな、社会のほうを変える必要があるから、こういうことをやってるんだと、こういうふうにこの短い言葉の中から読み取れる、非常に私どもからすると考えさせられるお話をされておりました。予算の時期も通り過ぎましたんで、直ちに今これが必要だみたいなふうな、そういう言い方では私は決してないつもりなんですけども、今後の施策の展開の中で、事によってはここでは明石市は350万円の予算を計上したというふうにあって、そんなにすごい大きいお金をここに投じてるということではないんで、こういったことも既に先進的なところからは始まっているんだということを、改めて確認しておきたいというふうに思います。

それでは、項を変えて改正障害者雇用促進法についてお伺いいたします。

改正障害者雇用促進法についても、先ほどありました「不当な差別的取り扱い」「合理的配慮の提供」という考え方が、今回の改正の中で位置づけられたというふうに見られるんですが、そういうふうに理解してよろしいでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 国の説明によりますと、雇用の分野における障害者差別の解消に関する事項については、障害者雇用促進法の改正により対応するというふうにされておりますので、障害者雇用促進法においても、不当な差別的取り扱い、合理的配慮の提供の考え方が位置づけられたものというふうに解釈されます。なお、民間事業主の雇用の分野については、東京都の労働局及びハローワークが所管するということであり、労働局及びハローワークで事業者向けに周知や指導を行っているというふうに伺っております。

以上です。

○1番（森田真一君） よく求人の際に募集の要項、条件のところに、「心身ともに健康な方」って決まり文句で表示があること、これ今まで私たちも普通だと思ってきたわけですけども、これからはこういった表現は不適切ということになるようであります。民間事業者では、採用の時点ではそういうことはだんだんなくなっていくんだと思うんですけども、採用後、この合理的な配慮の提供ということでいいますと、前述のように当事者と事業者との間で話し合いを重ねていくことによって、落としどころをつくっていくということが考え方にありますから、そういうようなことを事業者にも求めているということになるのでしょうか。また、その中でうまく折り合いがつかないという場合なんかは、どういうところが相談の窓口ということになるのでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 厚生労働省で作成したパンフレットによりますと、合理的配慮の提供について具体的にどのような措置をとるかについては、障害者と事業主とでよく話し合っただけで決める必要があり、個々の事情がある障害者と事業主との相互理解の中で提供されるべきものであるというふうにされております。このように、事業主と本人との間において自主的な解決を図ることが求められるわけですが、それでもなお解決に至らないというような場合には、都道府県の労働局への相談、労働局長による助言や指導、勧告、さらには第三者による調停というふうな流れになるということでもあります。

以上です。

○1番（森田真一君） 各地の例の中では、この雇用主と当事者との間のその合理的な配慮の落としどころみたいな話の事例を幾つか紹介してはいたんですけども、直接には人の配置ですとか設備を新たにつけるみたいな、言ってみればお金にかかわってそれができるかできないか、微妙な問題もたくさんあるから、必ずしも一つの正解があるわけではないということも言っていたのと同時に、同時に雇用側からの配慮、例えば時間のシフトですとか、そういった柔軟にできるようなもので、その障害の特性に合わせれば十分解決できるようなものというのたくさんあるんだという紹介をしてましたので、そういったところではいろんなこれから作成される事例集などの中で啓発を重ねていただければ、より豊かになるんじゃないかなというふうに思いました。

次に、伺いますが、総合福祉センターの整備によるこの間の前進と今後の課題についてお伺いいたしますが、地域移行に向けた取り組みの中で一番重要というのはどういった施策ということになるのでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 施設入所者等が地域で安心して暮らすために、日中活動の場と居住の場の整備が必要であるということから、第3次東大和市障害者計画・第4期障害福祉計画の中で整備の方針を定めております。

以上です。

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時28分 休憩

午後 2時37分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○1番（森田真一君） では、続きをさせていただきます。

総合福祉センターについて、もう少しお伺いします。

それでは、先ほど挙げました日中活動の場で特に必要なものということは、どういうものが求められるのでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 今後、特別支援学校の卒業生が利用するということ等を考えますと、就労継続支援や生活介護などが引き続き必要であるというふうに考えております。

以上です。

○1番（森田真一君） 今後の具体的な利用の見込みについても教えてください。

○障害福祉課長（小川則之君） 障害福祉計画では、就労継続支援と生活介護を合わせて毎年15名から20名の増を見込んでおります。このうち特別支援学校からは、毎年15名から20名ほどの卒業生がおり、その6割から7割が、いわゆる福祉的就労、就労継続支援や就労移行支援、生活介護の利用となっております。したがって、障害の種別としましては、知的障害者の方の割合が多くなっております。特別支援学校以外で申しますと、精神障害の方が社会復帰のステップとして利用するというケースがふえております。

以上です。

○1番（森田真一君） そこで、総合福祉センターの定員が今回拡大したということで、当面のニーズとしてはこれで足りる条件があるのでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 総合福祉センターにおきましては、現時点で可能な整備と拡充を行ったものであります。今後につきましては、必要なサービスの見込み量の推移を見守り、対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○1番（森田真一君） ということになりますと、今後も市内の民間の事業所で受け入れるということも、同時に必要になってくるということになるかと思うんですけども、事業所によって今、手狭であったり、老朽化してるところも見られるかと思うんですが、いかがでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 障害福祉サービスの事業所連絡会等の中で、一部の事業所でそういうような老朽化等のお話があるということは伺っております。

以上です。

○1番（森田真一君） こういった施設なんかでの設置基準なんかは、どういうふうに定められているのでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 障害者総合支援法に基づく施設の設置基準では、さまざまな事業主体が参入しやすいようにということもありまして、例えば就労継続支援を例にいたしますと、施設につきましては訓練・作業室、それから相談室、多目的室、洗面・便所等の施設を備えればよいとされておりまして、面積要件等はございません。

以上です。

○1番（森田真一君） 私もこういった施設で若いときに働いたことがありますので、立ち上げのところにもかわりましたが、そういったときにこの基準の柔軟性が非常にありがたく事業を始められたという経験もありますので、本当に二十数年前、30年近く前にはそれが、この設置基準が余り数字で決めつけなかったというの

はよかったなというふうに思っているんですけども、こうやって事業が長い間、続いてニーズも一定広がってまいりますと、やはりそうはいつても建物、人に対してどれぐらいの広さが必要なのかといった基準も、同時に重要になってくるということは感じられます。今後、特別支援学校の卒業生の方だけじゃなくて、利用者の高齢化、市民の高齢化や障害の重度化なんかによるニーズの増大も問題になってくるんじゃないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 就労継続支援で利用されていた方が、高齢になって作業能力が落ちて生活介護に移るといった例も近年出てきております。利用者の高齢化や障害の重度化への対応ということについても、課題であるというふうに認識をしております。

以上です。

○1番（森田真一君） こういった課題に応じて、サービスを適切に提供するためには、施設の改善、また拡充が必要な事業所が市内にもあるかと思うんですが、これらの事業所への支援は具体的には可能なんでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 民間事業者の施設の整備に当たっては、原則といたしましては事業者の皆様が主体となって行っていただくということになります。しかしながら、市といたしましては、そういった施設の整備等に関しましては、障害者計画、障害福祉計画に沿いまして、例えば施設整備に関しては御相談に乗ったりとか、それから国や東京都のそういった補助等に対する情報提供を行ったりというようなことで、適切にいろいろ御相談等に乗ったりするというようなことで考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） ありがとうございます。

この項、まとめますが、市内に12ある就労継続支援B型施設で申しますと、みのり福祉園の機能の拡充はできましたけれども、他の11の民間施設では依然、施設整備のめどが立ってないところも多いかと思えます。30年前に全国で共同作業所の設立運動が起こったところに建設された施設が、老朽化して建て替えの時期を迎えているというところでは。

とりわけ身体障害の方が多く利用されているような施設などでは、車椅子利用の方がふえて、室内を移動するのも大変、トイレも狭く介助が困難で、車椅子からおりて横になって休憩する場所もないし、昼食を作業室でとっているというような状況も見られます。東京都福祉保健財団のとうきょう福祉ナビゲーションの資料で見ると、東大和市内の就労継続支援B型施設の利用者・職員数の定員当たりの床面積を見てみますと、みのりと比べても現状でも一桁その差がありますし、公私格差、依然としてあるということが見られます。改善されたみのりの水準に近づけていくことが、求められているところかと思えます。

また、介護施設の話とも重なってまいります。定員20名程度の小規模の施設では、利用者が通院などで1人休んでも利用率に大きく影響するために、採算をとることが非常に難しく、定員を拡大して効率化を図りたいという、こういう御要望もあるというふうに伺いました。

用地の確保など大変重い課題に対しての支援が必要だと思えますし、ここでも市有地も含めた公有地の活用が求められているところかと思えます。委細については、後ほど尾崎議員の質問に譲るところといたします。

この項は、終わらせていただきます。

次に、地域防災についてです。

熊本地震発生後から、日経アーキテクチャや、また日経ホームビルダーなどといった建設業界誌の方々が、学者などの専門家を伴って現場取材と分析をこの間、行っています。震度7クラスの地震が2度立て続けに起

こるということは、これまでの常識にはないものでしたし、また木造住宅の耐震性についても波動的な揺れというのは、耐震設計上、全く想定されていなかったということに加えて、今回これは特別、九州の地域的な事情ということになりますが、九州などは東京に比べて地震が起こる確率が低いという想定がひとり歩きをした結果、時間軸で起こりにくいという予想と、起こった際の破壊力の問題を混同して、建築基準法上の地域係数というのがあるんですけども、この係数を低い倍率を掛けて弱い設計基準を用いられてきたということも、この中で紹介をされていました。

また、これだけの破壊力になりますと、阪神大震災以降の2000年基準で建てた住宅でもホールダウン金物が破断したり、耐力性が弱い壁では筋交いもたなかったと。こういう建物も見つかって、3割、4割といったところでそういったものが見られたそうでありますが、こういった耐震性を備えた設計を行うことが非常に重要になってきてると論じております。

いわんや、昭和56年以前の旧耐震の木造住宅が万一同様の地震に遭えば、想像を絶する事態になろうということはあるかもしれません。

耐震工学の第一人者であります東京工業大学の和田 章名誉教授のお話でも、調査に参加をして「地震災害を本気で減じようとするなら、建物を壊れなくすることが最も重要である」と強調されていました。

そこで、伺いますが、まず市内で昭和56年5月末以前に建てられた旧耐震基準の木造住宅というのは、現在どれくらいあるのかということをお伺いします。

○都市計画課長（神山 尚君） 平成25年の住宅・土地統計調査、こちらによりますと、マンションなどの集合住宅も含めてでございますが、昭和56年より前に建てられた持ち家は4,060戸ということになっております。

以上です。

○1番（森田真一君） 耐震改修促進計画の策定の平成20年以降26年までの間に、旧耐震基準の木造2階建て以下の住宅に対して、耐震診断・耐震補強工事の助成制度を市は設けてきましたけども、その間の利用はどうだったのでしょうか。また、途中から特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化というものも入ってきましたが、これはどういう状況になってますでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 助成制度を活用いたしました木造住宅の耐震化の状況でございますが、平成20年から26年間の7年間の実績を申し上げますと、耐震診断のほうは38件、耐震改修のほうは4件という実績でございます。また、特定緊急輸送道路沿道建築物、こちらのほうでございますけれど、対象となる建築物は3棟でございます。うち1棟につきましては、自主的に改修を実施済みでございます。残る2つの建築物は、1つが長屋形式の木造住宅、もう1つが商工会館ということで、この2つの建築物につきましては、平成24年度に耐震診断を実施済みということですので。その結果、商工会館につきましては、平成27年度に改修を終えております。残る長屋形式の建築物につきましては、4戸の住宅等が含まれておりますが、改修には至っていないといった状況です。

以上です。

○1番（森田真一君） 市の耐震改修促進計画では、26年度の耐震化率が82%となってるかというふうに思います。それで、この耐震改修計画を読みますと、20年以降26年までの間で耐震化率が6.9%上昇していて、耐震改修を行った4件というのは、先ほどのこれはちょっと木造住宅と集合住宅、分け切れてないですけども、数千件のうちの0.何%、4件ですからね——というようなことになるわけでありまして、つまり、耐震化率の上昇のほとんど全部が旧耐震住宅の除却と建て替え、新築の増加によるということになるのかというふうに思

うんですけども、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 耐震化率でございますけれど、旧耐震の住宅戸数、こちらのほうはふえるということはございませんので、新築や建て替えによりますそういった戸数が増加しますと、耐震化率は上昇するといった関係でございます。

以上です。

○1番（森田真一君） ということは、あと五、六年もとりあえず現在の取り組み状況であれば、耐震化率は、率は自然と90%近くまで上がってくると、こういうことになるわけでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 将来の耐震化率を左右する大きな要素でございますけれど、こちらのほうは開発や建て替えによりまして、旧耐震住宅から新耐震住宅にどの程度転換するかといったようなことにございます。耐震改修促進計画では、平成32年度の耐震化目標を95%としておりまして、期間の経過とともに90%近くなるというふうに考えております。

以上です。

○1番（森田真一君） この耐震診断、耐震改修は非常に重要な施策なんだということで、この間、全国で取り組まれてきて、特に先進的などころでは横浜市ですとか、いろいろ制度もいじくりながら、苦勞しながら全国で進められてきたわけでありまして。こうして東大和で20年から始まった現状を見てみますと、補助制度はつくったんだけれども、診断は一定やった、やった方は4,000件が分母になるのはちょっとおかしいんですけども、約1%ですか、数%の方が診断をやられて、改修に至ったのはそのうちの10分の1ぐらいということで、これでは本当に耐震改修促進計画をつくった意味がないんじゃないかなと正直思います。計画では、32年度に先ほどおっしゃられたように95%を目標にされてるということですから、数千件が置き去りになってるということになるのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 市では、建築物の所有者の主体的な取り組みを促すことを目的といたしまして、木造住宅、こちらのほうの耐震化のための助成制度を用意してございます。これは自己の生命や財産を守るためには、自助、共助、公助の原則を踏まえ、所有者みずからの責任のもとに、主体的に耐震化に取り組むことを前提としていると、そういった制度であるからでございます。

以上です。

○1番（森田真一君） 先ほどの耐震診断、耐震改修の年ごとの利用数なんですけれども、これは行政報告書に毎年出ておりますので、こちらで言ってしまうんですけども、平成20年度で診断2件、改修ゼロ件、21年度で診断1件、改修ゼロ件、22年度で診断1件、改修ゼロ件、23年度で診断15件、改修1軒、24年度で診断14件で改修1件、25年度で診断5件で改修1件、26年度で診断ゼロ件、改修1件で、都合、診断38件で改修4件と、こんなふうに推移しています。ですから、これ見てみると、平成23、24年度といいますと、まさしく東日本大震災があって、こういったところでやっぱり診断ぐらひは早くやっておかないとまずいだろうというふうに認識された市民の方が、多かった年なのかなというふうに思います。ことしについて言いますと、この4月に起こった熊本地震ということがありますから、まさしくことしなり来年なりには、より一層こういった診断、まず受けてくださいという呼びかけが積極的に推奨されてしかるべきではないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 耐震助成のPRでございますけれど、市報でPRしておりますが、平成27年度からは年1回から年2回のPRということで変更をかけております。それから、市のホームページでも継続し

てPRを行っております。また、リーフレットの配布や東京都が行う耐震キャンペーンなどのPRにも努めているところでございます。今後も引き続き、こういった取り組みを継続したいと考えております。

以上です。

○1番（森田真一君） ぜひ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、木密地域のことが特にここでは問題になってくるわけでありますので、これは本当に一つの例として申し上げますけれども、例えば足立区では今年度から木密地域の一部を限定して震災対策を行うというやり方も始めているようであります。具体的には、前にもどなたか議員が御紹介されてましたけど、感震ブレイカーというものを設置する、1件、数万円かかるということなんだそうですが、この補助をするに当たって区内満遍なくということではなくて、何々町の何丁目と、どこどこ町の何丁目とと、非常に限定をして、特に木密が厳しいというところですね、こういったところにピンポイントで指定をして適用するという手法を新たにやったようであります。例えば東大和でいいますと、この東京都の防災マップの中でも明らかにされてるとおり、新堀ですとか南街ですとかの何丁目、何丁目というようなことで絞り込んで、そこに耐震診断・耐震改修の補助率も改善をするなどして、集中的に取り組んでいくということだあって、やり方としては十分あり得るんじゃないかというふうに思うんです。こういったやり方を仮にやる、できるとした場合、そこには何か課題があるというか、見解なんかはありますでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 建物の耐震化をしていくといったことは、その地域の全体の、都市全体の、まち全体の防災性を高めていくということになります。ただいま御質問者から御指摘のように、さまざまな取り組みによって、そういったことを高めていくことは必要だと思っております。ただ、当市の木密地域と言われているところにつきましては、今、例を挙げていただきましたような区部の木密の地域とは状況が違うということもございまして、現在のところは、やはり個人個人、みずからが所有している所有者みずからが責任と負担をもって実施することが、大きな原則だというふうに捉えておまして、そういったことを、重要性を認識していただくということが必要ではないかというふうに感じました。

特に今回のような熊本地震のような場合には、想定していなかった、今までは地震のメカニズムも違いますけれども、大きなものが2回も連続でくるなんていうことはなかったわけです。そういったものに対して、先ほども耐震工学の権威の方のお話ございましたけれども、強いものをつくれればそれなりのコストもかかる。また、地震に備えるためには、今いろいろと研究されてる中では、そういう強いものだけではなく、力を分散させて弱めて建物自体を維持していく、繰り返しの地震にも非常に有効な構造のものといったものも研究されております。そういったようなことも広くPRしていくようなことをしながら、東京都とかそういうところできろいろと相談業務に乗ってるところございまして、そのような形で耐震化に取り組んでいきたいというふうに考えております。

当市の耐震改修促進計画につきましては、市だけではないんですけれども、個人の住宅もそうですが、防災上重要な公共建築物についても定めておりますし、特定既存耐震不適格建築物についての目標値も定めております。なかなか個人のものについては、それぞれの御事情があつて進んではおりませんが、防災上重要な公共建築物につきましては既に100%を達成できております。これはこういった計画をつくって、市はみずから行ったということが、具体的に整備プログラムをつくってできたわけですね。そのような例もありますので、やはり少しかけ離れた数字、目標を掲げざるを得ないというところもございまして、そういったことを市民の方たちに説明していきたいというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） まとめとなりますが、今お話にあった新しい建築方法で、免震構造ですとか、こういったものなんかもお話しされて、御自身の所有してる住宅だから、まずは一義的には御自身が、この耐震に取り組んでいくって、心構えとしてはそれは全くそのとおりだと思うんですけども、ただこの耐震診断・耐震改修、助成制度をつくった背景には、もともと自分の家は自分の責任ですよという考え方は脇に置いて、実際には経済的にはそれを言っている先に進まない。個人の財産ではあるけれども、ある程度、公が経済的な支援をしなければ現実に耐震診断・耐震改修は進まないんだというふうに発想を変えたわけでありますよね。それはまさしく阪神大震災のときの教訓であったわけです。ですから、あれ以降、ずっとこの助成が進んだわけがあります。その流れの中で、当市もこの制度をつくったということでありますから、あるもので積極的に受けとめてほしいというのは、市民の方に受けとめてほしいというのはやまやまなんですけども、数年間転がしてみたら、やっぱりこれが現状ではまだこれだけでは不十分だったということなんだと思うんです。

私、実はこういった耐震関係の仕事をちょうどこの阪神以降、住民の皆さんといろいろ対話しながらリフォームの相談なんかも含めて相談に乗る経験があったんですけども、やっぱりそこでしみじみ思ったのは、お金のない方が圧倒的に多いですから、少なくとも耐震診断、これはやり方いろいろあります。ちゃんとした精密診断みたいのもあれば、都市計画とか防災安全課なんかで配ってるような、自分でできる耐震診断ですとか、こういったリーフレットを使って簡易的にやるというようなやり方もありますし、まずはやっていただいた上で自分ちの状況はどうなのかというのをつかんだ上で、そして出せる範囲のお金で取り組んでいくと。

場合によっては、全然貯金もないからできないよという方、当然いらっしゃるわけですよ。そしたら、そのときは私、よく言ってたんですけど、ゼロ円からできる防災もあります。たんすの上に何か大きいもの、重いものとか置いたりとかしてないですかとか、このたんす、減らせませんかとか、こっちのたんすの向きをこっちに変えられませんかとか、寝るところは1階にするか2階にするか、それともちょっとお金があるんだったら耐震改修じゃなくても、いわゆる防災ベッドみたいな、シェルターというんですか、防災シェルターみたいな形のやり方もあるし、いろんなやり方があるから、できる範囲でやるきっかけとして、この耐震診断をぜひいろんな形で取り組んでほしい、関心を持ってほしいということをやっと呼びかけて、現にやりました。

そういうこともできるわけでありますので、まずはとば口としては、今回本当に残念なことですけども、熊本地震が起こった中で、この被害をみんなの教訓とする、みんなの糧にするという意味では、ことし、また来年、ぜひこの耐震診断・改修、積極的にやってみてほしいという、いろんなやり方あるということを知っていただきたいなというふうに思います。

繰り返しになりますけれども、この阪神以降の教訓では、火災や避難、救助体制など、全ては住宅の倒壊以降に2次的に起こるものが非常に多いものでありまして、阪神のときも、死亡も最初の揺れで住宅が倒壊して圧死による即死というのが圧倒的に多かったということが今日ではわかっています。住宅を倒さないということの基本をなおざりにしては、幾らほかのことに力を入れていてもとても追いつくものではありません。制度の補助要綱などの改善をするなど、抜本的な改善が必要な時期に改めて来てるんじゃないかということをお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（関田正民君） 以上で、森田真一議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 尾 崎 利 一 君

○議長（関田正民君） 次に、2番、尾崎利一議員を指名いたします。

〔2番 尾崎利一君 登壇〕

○2番（尾崎利一君） 日本共産党の尾崎利一です。通告に基づき、一般質問を行います。

1、貧困、とりわけ子供の貧困の対策について。

子供の貧困率は過去最悪の16.3%です。生活保護世帯で育った子供の25%が大人になって再び生活保護を受けるとされています。全体の貧困率も過去最悪の16.1%です。市長施政方針では、今年度取り組む主な施策の中で、「貧困の連鎖を防ぐことができるよう努め」としました。

そこで、伺います。

①市内の子供の貧困の実態について、市の認識を伺います。

②格差と貧困が悪化の一途をたどっている原因をどう認識し、国と自治体はどう対処することが必要と考えていますか。

③2014年9月の決算特別委員会で、市長は相対的貧困について言及し、一地方自治体ができることというのは限られたものになるが、できることはしっかりと進めていくと答弁しました。この答弁以降、市としてどのような取り組みを進めてきたのか、主な施策と位置づけた今年度はどのように進めていくのか伺います。

④福祉部や子ども生活部など、また教育委員会も含め総合的な施策が必要と考えますが、いかがですか。

2、参議院宿舍跡地や都営東京街道団地の創出地など国・都・市有地を活用した福祉施設やスポーツ施設などの整備について。

東大和市内の国・都・市有地の活用については、今、大きく動き出しています。福祉施設やスポーツ施設の整備など市民の暮らしの向上に役立てる大きなチャンスです。市の対応が問われます。

①市内の未利用の国有地、都有地の活用について、現況と今後の見込み、克服すべき課題と市の対応について伺います。

②みのり福祉園や2つの給食センター、市営住宅など、今後その活用が課題となる市有地について、市の考えを伺います。

3、横田基地、立川飛行場と市民の安全、暮らしについて。

①立川飛行場のヘリコプター騒音について、依然として市民から苦情が寄せられています。市の対応について伺います。

②横田基地には来年度からCV-22オスプレイが配備される予定です。オスプレイは横田基地の既存の飛行経路を飛ぶので東大和市の上空は飛ばない、したがって市民の暮らしに影響はないと昨年12月議会で市は答弁しました。私が武蔵村山市の調査結果を引いて現在でも東大和市役所以北を横田基地のヘリコプターが飛行している事実を示したところ、市は情報収集に努めると答弁を変更しました。どう対応するかについては、検討すると言っただけです。現在、市民に対する影響をどう認識し、どう対応するのか伺います。

以上です。再質問については、自席で行います。よろしく申し上げます。

〔2番 尾崎利一君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、市内の子供の貧困についてであります。市内の子供の貧困の実態につきましては、データ等は持っていませんが、児童扶養手当の受給者及び生活保護を受けております母子世帯数につ

きましては、近年、増加傾向にあると認識しております。また、小中学校での就学援助の利用につきましては、ほぼ横ばいの傾向となっております。

次に、格差と貧困の原因と国及び自治体における対処についてであります。格差と貧困の原因につきましては、子供の成長や生活がその生まれ育った環境により左右されることから、貧困の連鎖が生まれ、格差が広がっているものと認識しております。そのため、子供の将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのない環境整備が必要であると考えております。なお、国におきましては、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき、平成26年8月に子供の貧困対策に関する大綱を策定しました。また、ニッポン一億総活躍プランにおきましても、子供の貧困対策に関する基本的な指針と各分野の支援など、子供の貧困対策に関する事項が示されております。市としましては、貧困の連鎖を防ぐことができるよう、国や東京都の動向を注視しながら、調査研究してまいりたいと考えております。

次に、市としての貧困対策及び平成28年度の取り組みについてであります。市ではこれまでも就学援助制度、児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成制度などの各種制度を実施してまいりました。平成27年度は、ボランティア団体が実施しています子ども食堂や学習塾の周知等の支援を実施したところであります。平成28年度は生活困窮者の自立支援を図るため、新たに学習支援事業を実施するとともに、小中学校における就学援助につきましても、対象世帯の経済的な負担軽減を図るため、対象を拡大し、認定率の引き上げを行っております。また、児童扶養手当につきましては、第2子、第3子の加算額が8月分の手当から増額されることとなります。

次に、市における総合的な施策についてであります。子どもの貧困対策の推進に関する法律の基本理念では、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携のもと、関連分野における総合的な取り組みとして行われることが求められております。市におきましては、関係部署相互の連携を図るとともに、市の実情に応じた総合的な取り組みが図れるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、市内の未利用の国有地の活用についてであります。桜が丘3丁目の警視庁教養訓練施設予定地につきましては、今後、利用計画を策定する必要があります。桜が丘2丁目の参議院宿舍跡地につきましては、国が介護施設整備のための国有地のさらなる活用を進めており、今後その対応を考えてまいります。

次に、都有地の活用についてであります。都営東京街道団地につきましては、平成28年3月、東京都から東京街道団地の整備の方向（案）が示されたところであります。今後はこの案を踏まえ、都市計画変更等の手続を進めてまいりたいと考えております。また、市の対応と課題についてであります。国有地、都有地とも利活用の検討を進める上で、おのおのの整合が図れるよう留意する必要があります。課題としましては、取得するための財源のみならず、今後、数十年にわたり保有しなければならない施設であることを鑑み、将来の施設の運営に係る経費とその効果につきまして、検証する必要があると考えております。

次に、市有地の利活用についてであります。国有地、都有地と合わせて総合的に検討することとしております。市有地のうち、みのり福祉園、2つの学校給食センターにつきましては喫緊の課題として捉えております。いずれも市有地等利活用検討委員会において検討を進めてまいります。

次に、立川飛行場のヘリコプター騒音への対応についてであります。現在、当市を含む立川飛行場近隣8市において、立川飛行場周辺自治体連絡会を設け、関係自治体が連携を図り、さまざまな協議を行っております。また、協議会参加市の市長連名で立川飛行場を使用しております陸上自衛隊、警視庁、東京消防庁に対しまして騒音防止対策、航空機事故対策、自治体への情報提供を柱に要望をしているところであります。

次に、横田基地へのC V-22オスプレイの配備についてであります。国が平成27年5月に横田基地周辺市町基地対策連絡会の構成自治体に横田基地へのオスプレイの配備について説明をしました資料、C V-22オスプレイについてによりますと、飛行経路につきましては横田基地における既存の飛行経路を飛行するとされており、東大和市の上空は飛行経路から外れておりますことから、現時点では市民の皆様に対しまして大きな影響はないものと考えております。当市の対応についてであります。オスプレイの配備に伴う訓練や運用等の詳細がわかりませんので、引き続き情報収集に努めてまいります。また、東京都市長会におきましては、平成28年度東京都予算編成に対する要望事項の中で、オスプレイの対応につきまして東京都に対し、地元自治体や周辺住民に対しまして正確な情報提供、徹底した安全対策、環境への配慮等につきまして、国及び米国への働きかけを要望しているところであります。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○2番(尾崎利一君) ありがとうございます。

再質問を行います。

まず、貧困の問題は市長も重視をされているところですが、生活保護世帯に属する子供の大学等の進学率は32.9%、児童養護施設の子供の大学等進学率は22.6%ということで、この貧困の連鎖の問題、非常に深刻な状況にあるというふうに私は思います。先ほど御答弁いただきましたが、生活保護受給者については2008年のリーマンショックで激増したまま、減少せずに高どまりしているというふうに私は認識しています。児童扶養手当や生活保護を受けているひとり親世帯、就学援助の動向について答弁いただきましたが、2000年、2005年、2010年と直近の状況について、世帯数、人数、割合を伺います。

○子育て支援課長(鈴木礼子君) 2000年、2005年、2010年、直近の児童扶養手当の状況ということでございますが、受給者数といたしましては、年度末の数字となりますが、2000年、平成12年、こちらは481人、2005年、平成17年、650人、2010年、平成22年、686人、2015年、平成27年、691人となっております。

以上でございます。

○生活福祉課長(尾又斉夫君) 同様に各年度末の数字で申し上げます。ひとり親世帯等についてでございます。世帯数につきましては、国におけます統計上の区分でございます母子世帯の数値ということでお答えさせていただきます。また、人数、割合等につきましては、数値上のデータがございませんので、御了承願いたいと思います。生活保護を受給しております母子世帯数でございます。2000年、平成12年におきましては85世帯、2005年、平成17年度ですね、こちらにおきましては93世帯、2010年、平成22年度におきましては108世帯でございます。なお、2015年、平成27年度におきましての母子世帯数につきましては107世帯でございますので、やはり2008年のリーマンショック以降におきまして、高い傾向で推移していると認識してございます。

以上でございます。

○学校教育課長(岩本尚史君) 就学援助の動向でございますが、2000年、平成12年は認定世帯数が448件、小中学校の児童・生徒数合計が823人、受けている割合ですが、小中合計で12.4%、2005年、平成17年は認定世帯数が650件、認定者数が1,098人、割合が17.1%、2010年、平成22年、認定世帯数が711件、認定者数が1,203人、認定率が18%、2015年、平成27年度は認定世帯数が610件、認定者数が1,059人、割合は16%となっております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） ありがとうございます。

今のいただいた数字でも、この貧困の問題というのが改善するどころか、場合によっては悪化してるという状況があるのがわかると思います。

それで、今度、障害者の方々のことですけれども、障害者団体のきょうされんというところが、5月17日に発表した調査結果があります。全国で1万4,745人が回答しました。障害者の生活保護受給率は11.4%、国民一般の1.7%と比べて6倍以上と。それから、障害者の81.6%が貧困ラインの年収122万円以下の収入しかない。また、98.1%がワーキングプアと呼ばれる年収200万円以下であるということが、この調査で示されています。この障害者の皆さんの暮らし向きについての市の認識を伺います。

○障害福祉課長（小川則之君） 平成26年度に市が実施いたしました東大和市障害者計画・障害福祉計画策定のためのアンケート調査におきまして、障害者世帯の方の主な収入で、年金手当という世帯が54.6%というふうに過半数を占めております。障害のある方の中には、就業が困難な方が多く、そのための所得保障として障害年金や障害者手当が重要であるというふうに認識しております。

以上です。

○2番（尾崎利一君） 次に、今、①のところずっと実態のところを伺っているわけですが、次にひとり親世帯の問題を伺います。

平成27年版の子供・若者白書では、子供の貧困率は1990年代半ば以降、上昇傾向にあり、1985年に10.9%だったものが2012年には16.3%というふうになっています。とりわけ、ひとり親世帯においては54.6%ということで、貧困率ですね。突出した数値になっているわけです。このひとり親世帯の状況について、市の認識を伺います。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） ただいま議員がおっしゃいましたとおり、日本のひとり親家庭の子供の相対的貧困率は高い数値となっております。さらに、ひとり親世帯の中でも女性のひとり親世帯の状況は、男性のひとり親世帯に比べ厳しい状況にあると認識しております。平成23年度の全国母子世帯等調査によりますと、母子世帯の手当や養育費等を含みました平均年間収入は223万円と、男性の平均収入380万円に比べまして157万円低いという結果が出てございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） OECDで、ファミリーデータベースというのを資料を出しているんですが、これ2008年の数値です。少しそういう意味では古いですが、日本のひとり親世帯の場合は、就労している場合、貧困率は50.9%、就労していない場合、50.4%。他のOECD諸国を見ると、就労している場合は貧困率が2分の1、3分の1、5分の1、6分の1というふうに大幅に改善するわけです。ところが、日本は全く変わらないという数値になっていますが、これはどういうことが原因だと考えられるのでしょうか。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 平成23年度の全国母子世帯等調査によりますと、母子世帯の80.6%が就業してございますが、そのうち47.4%はパート、アルバイト等の不安定な就労形態にあり、母子世帯の母自身の就労収入は181万円、手当や養育費等を入れましても、平均年間収入は223万円となっております。また、厚生労働省の平成27年賃金構造基本統計調査によりますと、短時間労働者の性別、年齢別の賃金は、女性の基準点となっている20歳から24歳で986円となっております。このパートタイムの賃金水準は、フルタイムに対しまして日本では56.6%、イギリスでは71.4%、ドイツでは79.3%と日本のパートタイムの賃金水準が他のOECD諸国に比べて低く、このことから低い時間単価と不安定な就労が、就労しているにもかかわらず、高い貧

困率の要因になっているものと考えております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 次に、児童虐待等の問題ですけれども、東京都の福祉保健局が作成をした資料があります。児童相談所の児童福祉司の定員数と相談件数の資料なんですね。2008年に1万5,745件、相談件数、これが2014年には2万1,266件に、相談の総件数がふえています。とりわけ虐待にかかわる相談件数が、同じ期間に2,933件から7,990件へ激増しています。先ほど引用した平成27年版の子供・若者白書によると、虐待されている子供の42.6%が学齢前、早期から虐待が始まっているということがわかります。また、主な虐待者は、実母が54.3%、実父が31.9%というふうになっています。国会の参考人質疑の中で、虐待死が疑われる子供が全国推計で年間350人もいるという調査結果も紹介をされています。この虐待の大きな要因として、貧困が指摘をされています。この貧困の問題、子供の貧困の解決は社会を挙げて取り組むべき課題というふうに思いますが、市の見解を伺います。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 貧困を抱える子供の課題の中の大きな一つとして、親からの虐待が挙げられるかと思えます。あと教育の問題とか、健康の問題等がありますけれども、その大きなうちの一つで虐待というものがあるかと思えます。市では、子ども家庭支援センターにおきまして、要保護児童対策地域協議会というものを設置しておるところでございます。関係機関との連絡図り、児童の虐待への対応をしているところでございますが、特に重篤ケースとか死亡ケースにならないその前に対応するということで、活動しているところでございます。その中で、やはり食事ができていない、お風呂に入れてもらえてないなどと、気になるお子さんが見受けられた場合につきましては、関係機関へ、市へつなげていくことが肝要かということで認識しているところでございます。経済的貧困が心の貧困も生まれないような支援、特に現在言われているのが、現金給付以外の支援ということで、今日それが求められてるというふうに考えてるところでございます。そのためには、やはり行政だけでは対応に限りがございますことから、これからは地域と力を合わせ、社会全体で取り組んでいかなければならないと考えてるところでございます。

以上です。

○2番（尾崎利一君） ありがとうございます。

①のところ、子供にかかわる貧困の問題、市のほうもいろいろ苦勞して取り組まれていることもわかりましたし、依然としてやはり深刻な状況にあるということもわかりました。

そこで、②のほうに移ります。

先ほど触れた障害者の方々の暮らしの問題ですけれども、同じくきょうされんの調査で、同居に関する調査では、親との同居の割合が54.5%を占めています。50代前半でも34.9%が親と同居しています。親依存の生活を余儀なくされているということです。障害者権利条約が求める誰とどこで暮らすかはみずから決めるという社会のあり方に遠く及ばないというのが、現状だというふうに思います。国と自治体は、こういう状況に対してどのように対処すべきと考えるのか伺います。

○障害福祉課長（小川則之君） 市内におきましても、障害のある方の就業が困難であることなどから、成人期に至っても経済面、生活面での親から自立することが困難で、親と同居する方が多くいるということは認識しております。まず、経済面の事実につきましては、障害者の一般就労への支援、作業所通所者の工賃アップ等の取り組みがなされております。また、生活面の自立につきましては、親なき後も地域で暮らし続けられる場として、グループホームの整備等に取り組んでおります。国や自治体において、これらの施策をさらに進める

ことが重要であると認識しております。

以上です。

○2番（尾崎利一君） 先般、国会で障害者総合支援法が改定されました。それで、これは障全協、障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会は、これについて障害者自立支援法違憲訴訟団と国が結んだ基本合意を実行するものとなっていない、今後の施策に大きな後退をもたらすものとして批判をしています。やはり政府の責任で、障害者の方々の生活実態調査を行うこと、訴訟団との基本合意を踏まえて、障害者権利条約と骨格提言の全面実践が私は必要だというふうに考えるわけですが、市としてもぜひ国に求めていただきたいというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 5月25日に国会のほうで可決されました障害者総合支援法の一部改正につきましては、入院中の重度の障害者の方へのヘルパー派遣の利用が認められたりとか、それから介護保険を利用される高齢の障害者の方の負担軽減策なども盛り込まれたところでございます。これらの状況につきましては、障害者総合支援法の施行時の課題というものが、一定程度対応がなされたものというふうに考えております。

また、今回の改正におきまして、10項目にわたります課題について、今後検討していくというような附帯決議もされましたことから、市といたしましては、その検討の推移を見守るとともに、その後の状況に応じまして、必要であれば東京都を通じて国への申し入れなどは考慮してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 私は、基本的に応益負担が残されたということや、高齢になってからの介護保険優先の原則がそのまま残されたということなども含めて、やはり障害者の方々が真に望むものにはなっていない、逆行する内容も含まれてるというふうに考えています。ですから、もともとの訴訟団との基本合意というのは極めて重いものだと思いますので、これに沿った対応を今後していく必要があるというふうに考えています。

それから、次に母子世帯の問題ですけれども、平成23年度全国母子世帯調査によると、母子世帯の8割以上が就業しているけれども、正規職員は39.4%、派遣やパートなどの非正規雇用52.1%、先ほど47.4%って答弁ありましたけれども、派遣も含めると52.1%となっています。ワーキングプアが1,100万人を超えて、日本の貧困の最大の特徴になっている。安い賃金と不安定雇用が、貧困の大きな原因になっているということだと思います。先ほど就労してもひとり親世帯の貧困率が改善しない理由として、市は低賃金と不安定な就労を挙げました。そのとおりだと私は思います。最低賃金の大幅引き上げ、さらに雇用は正社員が当たり前の社会に戻すということが必要だと思います。その点では、官製ワーキングプアと言われる問題、最低賃金に張りついた臨時職員など、非正規職員の待遇の抜本的改善も必要だと考えますので、この際、改めてこれについては要求をしておきます。

それで、引き続きこの母子世帯ですけれども、平成23年の社会生活基本調査によると、ダブルワーク、トリプルワークで追われるシングルマザーが、晩御飯も子供と食べることができないという状況があります。先ほど児童虐待と貧困の問題を取り上げましたが、児童扶養手当などの現金給付を拡充して、子供と母親が接する時間をたくさん持てるようにする必要がある。子供の自己肯定感を育て、健全な成長を図る上でも、これ大切なことだと思いますが、いかがでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 今、尾崎議員がおっしゃったように、なかなかシングルマザーは仕事に追われて、お子さんをなかなか見れないというようなところがあることは認識してるところでございます。そのような中、市のほうの一部のボランティア団体が、やはり家庭での団らん、それから食事のあり方等の場の提供

というところで、昨年からそのようなボランティア団体が、子ども食堂ということで始めていただいたところがございます。市におきましても、やはりそちらのほうになかなか支援はできないんですけれども、広報するなり、それから社会福祉協議会では早速、準備資金の援助もあったというふうに聞いておるところでございます。その辺で、なかなか同じような家庭の居場所、それから食事等の提供はなかなかできないんですけれども、それを体験、それから居場所づくり、それから食事等を体験させるような、国、それから東京都のほうのメニューが、ことしかなり示されましたので、そのようなところで市のほうも何らかの支援をしていければいいのかなというふうに、今考えてるところでございます。

以上です。

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午後 3時38分 休憩

午後 3時48分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○2番（尾崎利一君） 私、ここの②のところでは、国の施策も含めて取り上げています。

それで、児童扶養手当などの現金給付を拡充することが必要なんではないかということをお伺いしたわけです。

次に、その多くが非正規雇用で、収入の不安定な母子世帯にとって、児童扶養手当4カ月に1回ということではなくて、毎月、支給されるという必要があると思いますが、この点について現場で感じていることがあれば伺います。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 現在、児童扶養手当は4月、8月、12月の年3回、支給月の前月分までの4カ月分をまとめてお振り込みをさせていただいております。また、児童手当、児童育成手当という手当があるんですが、そちらが児童扶養手当の間に入るような形になりまして、6月、10月、2月の年3回、お振り込みをさせていただいております。このようなことから、額は異なるんですが、2カ月に1度、お手元に手当のほう振り込まれるようなことになってございます。ひとり親になられて、初めて手当を御申請される方から、すぐに手当がお手元に届かないということにつきまして御要望をいただいております。ですが、ひとり親世帯になられるに当たり、生計をどのように立てていくのか、考えていくことが大切でございます。御本人が御希望された場合ですが、ひとり親女性相談におきまして、その方の状況をお伺いしながら、どのように生活を立てていくのか、各種支援制度の説明も含めまして、相談をさせていただいております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 先ほども言いましたけども、これは国の制度ですから、市が勝手に毎月というわけにはいかないんだろうと思うんですね。そういう意味で、市に対応を求めているわけではないんですが、今答弁で、ひとり親世帯になられる、なるに当たっていろいろ生活設計、考えていくことが大切だという指摘がありました。ただ、いずれにしても子供に責任は全くないというふうに思うんですね。憲法25条では、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」というふうにした後に、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」というふうになってい

一方、先ごろの骨太方針では、無駄遣いだと、環境破壊だと言われているリニア新幹線整備を加速するために、第2の国家予算と言われる財政投融资資金をつぎ込むということなども掲げられています。やはり国の制

度、お金の使い方として、憲法25条に定められた視点での施策が必要だというふうに考えます。

③のほうに移ります。

子ども食堂や学習塾などの活動、先ほど答弁ありましたが、どのように評価して、市としてどのような支援をしているのか伺います。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 当市におきましては、現在、うまかんべえ～祭から発足いたしました南親会という団体が、南街地区でこども食堂を開設し、地域に根差した活動をされています。また、学習支援では、東大和市レクリエーション協会が、向原市民センターと清原市民センターにおいて無料の学習塾を開き、入試においても成果を上げているとお伺いしております。市といたしましては、そちらの団体のポスターの掲示やチラシの配布、市報による広報面での支援をさせていただいております。また、学習塾につきましては、広報に加え、会場の確保、市民センターのほうの事前予約ということで、会場の確保をお手伝いさせていただいております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 次に、先ほど答弁のあった今年度の新たな学習支援事業の概要について伺います。

○生活福祉課長（尾又斉夫君） 学習支援事業の概要についてでございます。こちらにつきましては、平成27年4月に施行されました生活困窮者自立支援法、こちらにおけます任意事業の一つでございます。生活困窮世帯の子供に対します学習支援の推進を目的としまして実施する事業でございます。内容としましては、生活困窮世帯の18歳までの学習が少しおくれがちな子供と、その保護者ですね、この場合、生活保護世帯も含まれますが、こちらを対象に学習相談支援員が訪問や面談等によりまして学習や進学相談を行い、個別に学習の支援を行うものでございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） ありがとうございます。

それで、子ども食堂や無料塾等について、国や東京都の補助制度が新たにできてるようにも聞いてるんですが、これらを活用して、こうした施策、拡充していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 補助制度といたしましては、国や東京都でできているところですが、まず直接、団体を対象といたしました——こちらは国や東京都ではないんですが、公益財団法人東京都福祉保健財団が行っております東京子育て応援事業、こちらにおきましてはNPOや企業による先駆的、先進的な取り組みに対し、助成をしているところでございます。また、東京都のほうになります、区市町村を対象としまして、東京都子ども・子育て支援交付金に平成28年度から子供の居場所創設事業が新設されてございます。こちらは示されているところでは地域団体等との協働、学習支援、食事提供などの生活支援、子育て相談、助言など継続的な見守りと支援ということで、大きく4つが必須要件となっておりまして、平成28年7月以降に実施要綱、補助要綱が発出される予定でございます。こちら、あともう一つ、これが国のほうになると思いますが、母子家庭等対策総合支援事業の中におきまして、ひとり親家庭等生活向上事業ということで、こちらはひとり親の御家庭が対象になったお子さんの居場所と、子供の生活と学習支援事業が中に入っている補助になってございます。こちらのほうを調査研究しながら、対応のほうを考えていきたいかと思っております。

以上です。

○2番（尾崎利一君） ぜひ、こうした補助制度は活用していただいて、施策の拡充を図っていただきたいと思っております。

それから、教育委員会としても、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、とっくん塾などさまざまな取り組みをしていると思いますが、概要、取り組みを通じてぶつかっている課題などあれば伺います。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** スクールカウンセラーにおきましては、各学校で東京都、それから市のほうで各1名ずつ配置されている状況です。臨床心理士に関して、高度に専門的な経験を有する者で、いじめとか不登校とかの未然防止、また改善及び解決、並びに学校内の教育相談体制の充実を図っているという状況でございます。年間延べ相談回数は、市内平均で1校当たり約1,000回と数多く相談されております。貧困に関してというわけではございませんけれども、それほど相談回数もありまして、機能はしているというところです。

また、スクールソーシャルワーカーにつきましては、問題を抱える児童・生徒の状況を的確に把握しまして、当該児童・生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用して連携したりしまして、問題の解決及び軽減を図ることを目的としております。毎月、子ども家庭支援センターとも連絡会を持つなどして、また学校とも連携しながら問題の解決が図られているというような状況でございます。

また、補習教室のやまとっくん とっくん塾でございますが、各中学校で行っております。教員が会議等を放課後、行っているときに、外部人材を活用いたしまして、指導員を配置しまして、そこで学習の支援を行っているというもので、基礎学力の定着に寄与しているというような状況でございます。

課題につきましては、特に現時点ではございませんけれども、貧困状態にあるというようなことが初めから見えるというわけではございません。教育委員会のほうでは、今後、誰もがさまざまな課題に対応できるように、相談体制を整えたり、学習環境を整えたりとしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○**2番（尾崎利一君）** ほかにも遊空間とかなども含めて、教育委員会もさまざまな取り組みを進めていると思います。この面でも、教育の果たす役割はとても大事だというふうに思います。市長が一人一人の子供の違いを尊重して、教育の中立、独立を擁護するという立場をとっておられることを高く評価するものです。

また、子供の貧困の対策においては、今御答弁ありましたけれども、貧困な子供の対策ではなくて、やはり全ての子供を対象とした施策を底上げして、抜本的にそこを強化していくということこそが、求められるというふうに私は考えます。

次に、④ですけれども、市としても、今るるずっと御答弁いただきまして、これまで貴重な取り組みを、さまざま取り組まれているということの評価しながら幾つか伺いたいと思います。

児童相談所の関係ですけれども、市の相談対応職員の体制や資格の有無がどうなっているのか、また国や東京都の支援なしにはなかなか困難だと思いますけれども、この点について伺います。

○**子育て支援課長（鈴木礼子君）** 子ども家庭支援センターの相談対応の職員体制でございますが、子ども家庭支援ワーカー、こちらが3名、虐待対策ワーカー、こちらが2名、嘱託員として心理相談員1名で体制を組んでございます。子ども家庭支援ワーカー3名につきましては、特別な資格は必要でございませぬが、現在、社会福祉主事資格を保有する職員2名と福祉事務所でのケースワーク業務経験者1名が従事してございます。また、虐待対策ワーカーにつきましては、児童福祉司の資格保有者が当たることになってございます。心理相談員につきましては、臨床心理士の資格を持ちました嘱託員が従事してございます。また、国と都の支援ということでございますが、小平児童相談所からの支援でございますが、週に1度、子ども家庭支援センターのほうでは処遇会議というケースの検討会議を開いておりますが、月に1度、小平児童相談所のチーフ児童福祉司が、そちらの会議のほうに同席をされまして、ケースの処遇について検討してございます。また、年に4回、明星

大学からお越しいただいた先生によりまして、スーパーバイズを受ける機会を設けまして、よりよい支援を目指しているところでございます。

東京都におきましては、虐待対応におきまして東京都ルールというのを定めておりまして、地域における虐待の対応に関しましては、まず地域が動くというところでは、児童虐待通告を受けますと、安全確認として通告から48時間以内に、こちらの虐待対策ワーカーのほうが面会ですね、現場確認を行っているところでございます。

以上でございます。

○2番(尾崎利一君) ありがとうございます。

先ほど児童虐待の相談が激増して、児童相談所が大変な状態になっているということに触れましたけども、児童福祉法が改正されて、専門的な知識を要しない事案について、児童相談所が市町村に送致することができるようになったというふうに聞いています。必要な支援を国や東京都にも要請をして、万全の体制をとっていただきたいと思います。

次に、就学援助ですけれども、これについては、このたび基準を引き上げて対象を拡大したということについて高く評価したいと思います。その上で、支給額についてですけれども、これは文部科学省が子供の学習費調査というのを毎年行っています。公立小学校で年平均32万2,000円の学習費、公立中学校で48万2,000円というふうになっています。こうした数値を見ると、現在の支給額では大変不足するのではないかというふうに思いますが、認識を伺います。

○学校教育課長(岩本尚史君) 学習費調査のうち、学校教育費と学校給食費を足しますと、小学校で約10万円、中学校では約17万円となっております。当市の26年度決算の就学援助費の年間支給額は、小学校の平均では約7万円、中学校では約12万円となっております。就学援助費は経済的な理由により就学が困難な場合に、教育費の一部を援助する制度でございますので、対象の御家庭に対しましては、保護者の負担軽減に寄与していると考えております。

以上でございます。

○2番(尾崎利一君) 今御答弁いただきましたが、確かに学校教育費と学校給食費、そのほかに校外教育費というんですか、かなりの額がかかっているというのが実態のようです。

次に、入学支度金のことでございますけれども、これ支給額が小学校1年生で2万470円、中学校1年生で2万3,550円ということです。先ほどの調査では、この入学にかかる費用の明示はないんですけども、小1でかかっている金額が35万円に対して、小2が24万円、中1が46万2,000円に対して、中2が40万7,000円ということであると、小学校1年生で11万円、中学校1年生で5万5,000円ぐらいかかるということになるのかなと、ちょっとこれだけ見るとそういうふうに、引き算で思います。

新日本婦人の会のアンケート調査では、この入学準備費用、小学校で5万4,540円、中学校で7万8,492円というふうになってます。いずれにしても、入学時に必要な準備ができるように、また入学する子供が肩身の狭い思いをしないで済む、いじめの発端などにもならないで済むという準備ができるように引き上げる必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○学校教育課長(岩本尚史君) 就学援助費の支給金額でございますが、こちらは国の予算単価をもとに行っておりますので、今後も国の予算単価に沿った支給ができるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○2番(尾崎利一君) そうですね。国でのものに準じてるということですが、この入学支度金が支給されるのはいつでしょうか。また、遠足や移動教室や修学旅行、こうした費用の支給は事前なのか事後なのか伺います。

○学校教育課長(岩本尚史君) 新入学用品につきましては、支給時期は7月下旬となっております。また、修学旅行費等の支給時期につきましては、学校からの経費等の精算報告を受けまして、内容を確認した後、それぞれ学期の後ということで事後給付をしております。

以上でございます。

○2番(尾崎利一君) 非正規で働くお母さんの収入というのは、12月、1月は休みが多いので少なくなる。2月も日数が少ないので少なくなる。そうすると、入学前の年度末、暮らしが大変逼迫する時期になるわけです。そういうときに入学の費用がたくさんかかって、しかもその分が就学援助で支給されるのは7月になるというのでは、これは大変、実際大変な問題になるというふうになるということだと思います。入学前の2月、3月に、これ支給するということはできないのでしょうか。

○学校教育課長(岩本尚史君) 現在の支給基準日は4月1日となっております。また、支給に当たりましては、申請時に世帯の所得証明を添付していただいておりますが、申請内容に漏れや誤りがないか、また世帯構成、収入を確認する必要がありますので、課税台帳の閲覧が可能となる6月以降の支給となると考えております。

以上でございます。

○2番(尾崎利一君) 板橋区や八王子市では、入学支度金、3月に支給されていると聞いています。東大和市でも、ぜひ実施していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○学校教育課長(岩本尚史君) 区部では板橋区が、新中学1年生を対象に実施していることは存じております。また、26市では八王子市が、平成29年度の入学予定者を対象に実施する予定があると聞いております。この支払い時期につきましては、現在の支給基準日との関係、また他の費目や考え方に影響や支障が出ないかなど、研究する必要があると考えております。

以上でございます。

○2番(尾崎利一君) この問題、我が党の田村智子参議院議員が、5月24日の文教科学委員会で取り上げました。このとき文科省の初等中等教育局長が、児童・生徒が援助を必要とする時期に速やかに支給できるよう十分配慮するよう通知しているが、市町村に引き続き働きかけていくと答弁しています。文科省や東京都から通知や指導が来ているのではないかと思います。いかがでしょうか。

○学校教育課長(岩本尚史君) 文科省からの通知が出ていると認識をしております。

以上でございます。

○2番(尾崎利一君) この通知ですけれども、これは就学援助等についてですけれども、留意事項というのがあって、留意事項の一般的事項の中で、市町村がそれぞれの費目を給付する場合には、次に掲げる点に留意すること。一般的事項のイで、要保護者への支給は年度の当初から開始し、各費目について児童・生徒が援助を必要とする時期に速やかに支給することができるよう、十分配慮すること。括弧をつけて、「(特に新入学児童・生徒学用品費等)」ってなっているんですね。ですから、やはり国としても、この入学時期にたくさんお金がかかるんだけれども、その支給がおくれているということは、重視をして改善を求めているということだと思います。これは研究ということではなくて、早急に実施をするということで検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○学校教育課長(岩本尚史君) 支給時期、先ほど答弁申し上げましたとおり、いろいろと確認をする事業があ

りますので、他市の例を研究するなどしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 2番（尾崎利一君） 母子世帯で一生懸命働いても貧困を抜け出せないというのが実態だということも、市も答弁で認めています。ですから、そういう状況にある方々に対する対応、特にこれは出すお金は同額なわけで、これがやはりタイムリーに渡るかどうかで、要するに余裕があれば後で補填するということできるんだけど、余裕がない暮らしを余儀なくされてる方が相手になるわけですから、これは早急な対応を求めます。

それから、この就学援助の問題では、墨田区で眼鏡を就学援助の対象にしています。私も以前に子供の貧困の問題を取り上げたときに、目が悪くて黒板の字が読めない、教科書の字が読めないのに眼鏡をかけない子供たちがいるという話をさせていただきました。貧しくても教育を受ける機会を均等に与えられるべきだ、まさに学校に何のために行ってるのかという問題だと思います。ぜひ、東大和市でも就学援助の対象に、眼鏡もしくはコンタクトレンズというのかな——などを入れていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

- 学校教育課長（岩本尚史君） 就学援助の費目につきましては、各市、国の予算単価表に記載をされております費目、金額を参考に市の実情に合わせて支給をしております。当市では、眼鏡を支給費目にする検討はしておりません。また、26市でも対象費目とする市はございませんが、対象世帯の児童・生徒が公平に享受できる費目として、卒業アルバム代を小学校、中学校での支給費目としております。

以上でございます。

- 2番（尾崎利一君） 私も57歳になって、眼鏡がないと何もできないわけですが、私はそんな先が長くないので構わないと思いますが、やっぱり子供が眼鏡がなくて何もできないというのは、私は卒業アルバムをやってるからそれでいい、それでいいという答弁ではないと思いますけれども、それと比べるべき問題ではないというふうに考えますので、ぜひ御検討いただきたいというふうに思います。

次に、給食です。食べるということは生きる基本です。全日本教職員組合が4月6日に発表した調査結果によると、回答した1,032の自治体のうち19.3%が給食費の軽減補助制度がある。このうち全員対象全額補助、つまり無償化制度は45自治体、全員対象一部補助は84自治体、多子世帯への補助は40自治体です。ぜひ東大和市でも、これ踏み出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

- 給食課長（斎藤謙二郎君） 給食費の支払いが困難な相談があった場合には、就学援助制度の御案内、もしくは児童手当からの交付など、随時相談に対応をさせていただいております。また、当市の学校給食費につきましては、26市の中では低い状況となっております。現時点では、市独自の軽減や免除制度といったものの予定はしてございません。

以上でございます。

- 2番（尾崎利一君） この問題は、何度か別のときにも取り上げたことあって、市は学校給食法で食材は父母負担という原則があるので補助できないという趣旨の答弁をかつてしていました。ところが、禁じられてるわけではないということも、この間の議会の議論の中で明らかになったわけです。そして、先ほど私が無償化が45自治体とか一部補助が84自治体とか言いましたけど、ここ一、二年なんですね。ここ一、二年で、この補助制度がぐっと急速に広がってるという状況です。ぜひこれらの状況も調査していただいて、踏み出していただくよう要望します。

次に、東大和市が高校生向けの独自の奨学金制度を廃止しました。高校には就学援助制度がないわけですね。先ほどから引用している文科省の調査でも、公立の全日制高校にかかる費用は年平均で41万円となっています。

給付型奨学金制度の創設が必要と考えます。多摩地域で給付型奨学金制度があるのは何自治体でしょうか。

○**学校教育課長（岩本尚史君）** 平成27年度は11市と把握をしております。

以上でございます。

○**2番（尾崎利一君）** これも私、これ廃止するというときに質疑して、そういう答弁いただいて、武蔵村山でも月額5,000円でしたかね。だけども、やはり給付型奨学金制度があると、こういうのもぜひ研究していただきたいということを申し上げたわけですが、この子供の貧困に関する指標、国が出した指標で、生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率が5.3%というふうにあります。それから、日本政策金融公庫が2月に発表した調査結果では、年収が低いほど在学費用の負担は重くなって、年収200万円以上、400万円未満の世帯の平均負担割合は36.8%、年収の4割近くを教育費負担が占めるという状況も明らかになっています。東大和市でも、給付型奨学金制度、ぜひつくっていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○**学校教育部長（阿部晴彦君）** 現在、東大和市の新しいといいますか、給付型の奨学資金制度の導入の検討はしていません。引き続き東京都の育英資金などの関係する制度を一覧にして、保護者の皆様方が必要に応じて相談、あるいはお問い合わせができるように、学校を通じて情報の提供、周知に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**2番（尾崎利一君）** 子供の貧困にかかわっては、教育とともに命と健康が守られなくてはならないと思います。18歳以下、高校生年代以下の子供の医療費無料化に踏み出していきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○**子ども生活部長（榎本 豊君）** 高校生の医療費の無料化でございますけれども、現在、市では乳幼児の医療費につきましては、一部、市の制度を取り入れまして、自己負担、全額助成をしているところでございます。また、小学生から中学生につきましては、1回当たり上限200円の本人負担をいただいておりますけれども、そのような助成制度です。こちらにつきましては、所得制限もあるということで、対象にならないお子さんもいらっしゃるというところでございますけれども、区部におきましてはこれらの制度が全部所得制限もなく、全ての乳幼児、それから児童・生徒に医療費が助成されているところでございます。同じ都内に住んでる子供ということで、都内と都下というところで、26市というところでございまして、これらにつきましては、東京都の制度によります所得制限の撤廃並びに補助率の引き上げにつきまして、数年前から東京都市長会を通じまして、東京都に要望をしているところでございまして、昨年度も行ったというところでございます。今年度も来年度に向けて、ここで来月、要望するところでございますけれども、そちらの要望事項として入っておるところでございますので、引き続き要望していきたいというふうに思っているところでございます。

なお、以前、尾崎議員のほうから18歳未満の医療費助成について、どれぐらいの一般財源負担があるのかというところのお話を伺いまして試算したところ、概算でございますけど、5,800万ぐらいの一般財源が必要だということをお答えしたかと思っておりますけれども、そちらを市単独で行うということは現状では困難と考えているところでございます。

以上です。

○**2番（尾崎利一君）** 1のところはこれで終わりますけれども、子供の貧困にかかわる現状が大変深刻な状況にあるということと、それを解決するための課題がさまざまあるということだと思います。こども食堂や無料塾等については、国や東京都の補助制度も活用できるものがあるということがわかりましたし、それから就学

援助の支給時期、とりわけ入学支度金の支給時期等については、国からの通知もあるということもわかり、実際に行ってる自治体もあるということですので、これらについてぜひクリアしていただきたい。一つ一つ、これらの課題を、もちろん市単独でということではなくて、国も含めて全体で本気になって取り組んでいかななくてはならないというふうに思います。

次に、2に移ります。

国有地、都有地、市有地の利活用が喫緊の差し迫った課題となっています。私は総合的な検討が必要だと繰り返し言ってきましたが、市はその検討内容、検討してるということですが、明らかにしていません。そうしてるうちに、東京街道団地の創出地、参議院宿舎跡の介護施設への利用、みのり福祉園と2つの給食センターの利活用と、個別ばらばらに検討せざるを得ない課題がやってきているという状況にもなっています。個別の利活用の方針と総合的な検討と、いつまでどのように整合性を持って進めていくつもりなのか伺います。

○企画財政部副参事（遠藤和夫君） 市内にある国有地、都有地、市有地について、未利用地の活用に当たりましてはおの所有者が違います。また、結論を出さなければならない期限も、おのの別に提示されてる状況にあります。それぞれ検討する順番を適切に見定めながら、時期を逸することなく、また土地の利活用を進める事業実施に当たりましては、市の財政に過度な負担を来さないことが求められると考えております。御質問いただきました土地であります。市有地につきましては、まず10月に事業が移管した後のみのり福祉園の跡地利用について最優先で検討いたします。その次に、平成29年4月から新学校給食センターが稼働することから、2つの学校給食センター跡地の検討が求められるものと認識しております。都有地、国有地につきましては、それぞれの土地の所有者から示されます用途、あるいは回答期限に従いまして検討を進めたいと考えております。

以上であります。

○2番（尾崎利一君） やっぱりちょっと今の答弁でも、本当にそうなのかなと思うところもあるんですが、今の答弁どおりだと若干後手後手なのかなというふうに思うわけです。

それで、東京街道団地の公共公益ゾーン、生活支援施設というのは、どのようなものが想定されているのか伺います。

○都市計画課長（神山 尚君） 東京街道団地の生活支援施設の関係でございますけれど、現時点におきましては東京都からゾーニングが案として示された段階でございます、具体的なことは決まっておりません。一般的にでございますけれど、生活支援施設とは、例えば病院とか日用品の買い物のための施設、それから福祉施設など、日常生活に密着するそういった施設が考えられると思っております。

以上です。

○2番（尾崎利一君） 同じ東京街道団地の整備予定の運動広場について、他の議員への答弁で1ヘクタールぐらいというのがありましたが、この東大和市民の優先的な利用についての市の考え、それから見通しを伺います。

○社会教育部長（小俣 学君） 東京街道団地の運動広場についてでございますが、先日、他の議員さんに答弁さしていただきましたとおり、東京街道団地の運動広場につきましては、その方向性が示されただけでございまして、それ以外のことはまだこれからでございます。お尋ねの市民の優先的な利用につきましても、今後、東京都を初めさまざま調整をしていく中で、決まっていくものと認識しております。

以上です。

○2番(尾崎利一君) これについては、この議会でも2回ぐらい調布市の事例ということで、東京都の施設ではあるけれども、受付業務を調布市がやっていて、調布市民については1カ月早く、その受け付け期間が始まるというようなやり方をしている事例も紹介しましたけれども、できたはいいけど、なかなか市民が使えないということでは困りますので、ぜひ御努力いただきたいというふうに思います。

それから、参議院宿舍跡地についてですけれども、これは回答期限というのはあるんでしょうか。

○企画財政部副参事(遠藤和夫君) 参議院宿舍跡地につきましては、介護施設の整備に利用するという事でお示しがございます。その介護施設整備に際しての優遇措置のための契約期限が、平成32年度中と認識しております。

以上であります。

○2番(尾崎利一君) 平成32年度中ですか、平成30年度中、ちょっとよくわからなかった。

○企画財政部副参事(遠藤和夫君) 国のほうからの通知によりますと、契約期限が平成33年3月31日と書いてあったと記憶いたしておりますので、32年度中と認識しております。

以上であります。

○2番(尾崎利一君) 優遇措置があるということで、ここに介護施設を整備する場合は、50年の定期借地権で借りると最初の5年が通常の賃料の11%、次の5年が22%、通年でも全体で39%で借りられるという優遇措置になるわけです。

それで、第6期介護事業計画によると、特養ホームの必要ベッド数は平成32年度で524床、37年度で625床です。今年度末の整備見込み数は380床、ですからかなり足りないわけですね。それから、老健施設についての必要ベッド数は、平成32年度で307床、37年度で374床ですが、今年度末の整備見込み数は235床となっています。どちらも大変不足しているわけです。この参議院宿舍跡地は約7,600平米ですから、例えばさくら苑なら3つぐらい建つという面積になるわけです。この機会に一気に整備すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○福祉部長(吉沢寿子君) まず、現在の第6期、平成27年度から平成29年度の第6期の介護保険事業計画中の介護保険施設、特別養護老人ホームや介護老人保健施設の整備計画につきましては、計画に沿って施設整備が進んでおりまして、いずれも計画上での整備は必要量を満たしているというふうに考えております。

議員のほうからお話がありました量の見込みにつきましては、現在、既に他市の特別養護老人ホームや介護老人保健施設を利用されてる方の人数も含まれて足し込んでいることから、整備計画上の定員数に比べて大きくなってるといような状況でございます。

また、今後の参議院宿舍を含めた介護保険施設の整備に関しましては、将来的な介護保険料が高くなっていくというようなことや、介護給付費の増というようなことで、そういったところで高齢者の方が果たして負担し切れてくるのだろうかというようなこともございます。そういった財政面での影響も視野に入れつつ、適正な必要量の見込みを算定して次期第7期、平成30年度からの介護保険事業計画の中に検討をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○2番(尾崎利一君) 参議院宿舍に介護施設を整備する際の優遇措置というのは、そこで事業をやる事業者にとっての優遇措置ですよ。整備されて、市民がそこを利用すれば介護給付費が発生すると。市にとっては、支出がふえると。それから、めぐりめぐって市民の負担もふえると、これ払えるのかということも検討しなくちゃいけないというお話でした。これだけの優遇措置があれば、事業者としては有利に建てられる。しかし、

介護給付を市から受け取る立場の事業者としては、市が首を縦に振らなければ建てられないということですよ。そういう点では、土地を事業者に安く提供するだけでは不十分で、自治体向けにも国や東京都から補助なり何なり、もしくは仕組みそのものをどうするのかということも含めた検討が必要になるということなんではないでしょうか。国などからどのような支援があれば、この土地を活用した施設整備、不足している施設整備を自治体としてゴーサイン出せるというふうになるのか伺います。

○福祉部長（吉沢寿子君） 現状では、特別養護老人ホームを建設する場合には、東京都のほうの補助金が10分の10というふうな形で出るようにはなっておりますが、それは全ての建築費が補助金として出るというものはございませんので、算出根拠をもとに一定額の補助金が出されるということで、残りの部分については全て事業者の負担というようなことになってまいります。また、そういった給付費が増というようなことにつきましては、現在の介護保険の負担割合とかを考慮しますと、それはもう給付費があれば当然市の負担もふえていくというようなことで、当然高齢者の皆様への介護保険料に影響が出るというようなことは、もう当然でございますので、そういったところの影響というのを、やはり勘案していかなければいけないというふうに考えております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 勘案しなくちゃいけないわけですよ。だけど、これは市よりも、国によくよく制度設計を考えてもらわないといけないことになるのかなど。市の予測でも不足している。高齢者はどんどんふえていくと。整備の条件は、そうはいつでも有利なわけですから、やる事業者にとっては事業を展開するのであれば有利な土地を使うほうがいいということで、まず事業者は確実に参入、やるのであればここへというふうに参入してくるということは考えられる状況です。

これで市が介護計画に載せられないから整備できないということになると、やはりこれは必要としている市民との関係では、やはり説明ができないということになるんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 平成28年度から東京都の補助金の補助率なども計算式も変わりました。促進係数というものでございますが、そういったところも変わったということで、当市の整備もより、そういったところでは高く、少し数値的にはなるということで、事業所の方には補助金の額が有利にはなってくるということでございます。当市におきましても、先ほど申し上げておりますけれども、適切な必要量をこれから見込みまして、平成30年度からの第7期の介護保険事業計画の中では考慮していくということでございますので、これからそういったところも算出をしながら、計画の中に入れていくような形で考えたいというふうに思っております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 先ほど私、概数で言って、遠くに預けてる方もいらっしゃるから、それは差し引くんだというお話でしたけれども、好きで遠くに預けてるわけではなくて、私も鳩ノ巣のほうの特養ホームにお母さんを預けて、毎日、車でそこへ通ってという方にも話も伺ったことありますけれども、やはり市民の現状から見れば、どう見ても特養ホームや老健施設が足りないという状況は明らかだと。今後またきちっとそれは計算していただくわけですが、明らかだと思います。こういう時期に、やはりきっちりこのチャンス、大きなチャンスですから、検討の上、最大限これ生かすということをお願いしたいと思います。

次に、②の市有地ですけれども、この市有地については、以前、障害者施設などに無償で貸与できないかということでお話、求めたことがありました。総合福祉センターについては、土地を事業者は無償で貸与すると

いうことになっています。障害者福祉事業のおくれについて、貧困にかかわって、これ指摘したところですし、森田議員の質問でも骨格提言に基づいた施策の整備が必要であるということは指摘もしたところです。仮に無償でなくても、市民の貴重な財産である市有地を、市民の福祉の向上に生かすというのは大変重要な視点だというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○企画財政部副参事（遠藤和夫君） 将来、活用いただくことができる市有地ができた場合、その活用の際しましては、公平、公正に事業を進めたいと考えております。例えば活用いただける市有地の情報を広くお知らせいたしまして、希望を募り、市の提示した条件に基づいて最もよい相手方を選定することも、一つの方法と考えられます。これによりまして、市民の皆様の大切な資産である市有地の有効活用を果たすことにより、市民の福祉の向上につながるものと考えます。

以上であります。

○2番（尾崎利一君） 最もよい相手にといいね、有効活用ということ大事だと思いますけれども、この最もよい相手とか有効活用というのは、決して金だけのことを言ってるのではないというふうに思います。やはり市民にとって必要な活用をしていくということで、ぜひ進めていただきたいというふうに思います。

次に、3に移ります。

立川飛行場のヘリコプター騒音の問題ですけれども、最近も桜が丘の住民から立川基地のヘリコプター訓練が毎日行われて、その騒音に悩まされていると。ちょうどマンションの上空が飛行コースになっているため、訓練の頻度を減らすとか飛行コースを日によって変更するなどの対策をとってほしいという要望が寄せられました。まず実態を市に客観的資料として持ってもらいたいと思うわけです。例えば、この時間帯が特にひどいので騒音を調べてほしいという要望が市民から寄せられた場合に、一定の時間を区切って市が騒音を計測するという事は可能なのでしょうか。

○環境課長（関田孝志君） 市といたしましては、飛行コースのところになっております市民体育館、こちらのほうを年2回、定期的に測定を実施しているところでございます。また、行政報告書においても、1時間ごとの報告をさせていただいております。今回、はかってほしいという話があれば、同様の測定はできませんが、路上などでデジタル騒音計、こちらを用いて一時的なピーク値、この値をはかることは可能であるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） ぜひ、その際にはお願いします。

路上というよりは、高層階のところの廊下とかでもいいと思うんですけども、やっぱり非常にうるさいということですので、ぜひそこら辺の実態、調べていただきたいと思います。

それから、これは南街5丁目の住民から、このヘリコプターの騒音対策で防音工事費の国や都の支援がほしいという要望も寄せられました。現状と市の考えを伺います。

○環境部長（田口茂夫君） 防音工事に対する支援の関係でございますけれども、まず東京都におきましては、そのような補助体制は整っていないというふうに伺っております。国では、防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律及び法律の施行令、これなどに基づきまして、住宅に対しまして一定の防音工事の助成を行っているというふうな制度はあるというふうに聞いてございます。しかしながら、国が定める区域が、この立川飛行場には当てはまっていないということで、立川飛行場につきましては、この補助が受けられないという状況でございます。また、立川飛行場が所在地であります立川市におきましても、市の単独の補助というものは実施

していないというふうに聞いてございます。当市といたしましても、現時点におきましては実施するという考えはございません。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） これはもう大分前ですけれども、以前にもノイローゼになってしまって、ヘリコプターの音が聞こえてくるだけでどきどきして体調を崩しているという住民からの訴えも、この議場で取り上げさせていただきました。騒音も毎日のこと、しかもこの先、一時的じゃなくて、なくなるということになると、これは大変なストレスだということだと思います。集中的な調査等も必要だと考えますが、いかがでしょうか。

○環境課長（関田孝志君） 調査についてでございますが、繰り返しになるんですが、市のほうとすれば体育館の屋上で年2回、朝9時から日没までということで、おおむね1日をかけて定期的に観測し、行政報告で報告しているところです。また、東京都におきましては、固定値を設けて基地周辺、こちらを24時間体制で測定も行っている。実際、結果が出た中では、基準値の範囲内であったという状況でございますことから、現時点では今のままの測定を続けていきたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 武蔵村山市が調査をして、その結果、約束よりもずっと低いところを飛んでいるという結果が出てるわけですね。私はこの調査結果というのは、非常に重い意味があると思うんです。だから、この調査結果に基づいて、きちっとした対応をしてもらおう。そのことによって軽減を図るという対応を市としてとっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） 平成22年の11月ごろでしょうか、約5年半ほど前になりますが、武蔵村山市で飛行経路ですとか飛行高度の調査を実施したということは承知してございます。今までも関係自治体が単独または連名等で、さまざまな対応をしてきてございます。市といたしましても、引き続きヘリコプター騒音の低減に向けまして、立川飛行場周辺自治体連絡会ですとか、また東京都市長会などを通じまして、騒音低減に向けて御要望等はしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○2番（尾崎利一君） ぜひ、お願いします。

それで、②に移ります。

オスプレイの問題ですけれども、5月18日に政府答弁書というのが出てます。横田飛行場周辺におけるCV-22の訓練については、離着陸訓練、人員降下訓練、物量投下訓練、編隊飛行訓練及び夜間飛行訓練を行うことを想定している旨、米国政府から説明を受けているが、これ以上の説明を受けておらず、具体的にお答えすることは困難とされています。これは今言ったのは、横田飛行場周辺の訓練ですよ。

単なる飛行経路の問題ではないと。横田基地周辺で夜間飛行訓練も含めた危険な訓練が行われるが、詳細は政府もわからないということです。東大和市民の安全に、やはり関係が極めてあるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君） 今の政府答弁書という形で、表題としましては「米軍機オスプレイの配備に関する質問に対する答弁書」ということだと思いますけれども、そちらの中で紹介されてる訓練の内容としましては、今、尾崎議員がおっしゃったような内容だというふうに認識しているところでございます。この中でも、今御紹介されましたように、日本政府も米国政府から具体的な内容の説明を受けてないということでございまして、市としましてもその答弁書の内容だけで、市民の皆様には大きな影響あるかどうかというのは現時

点では判断できないというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） ですから、関係ないとは言えないということははっきりしてると思います。

それで、もう一つ、昨年5月のハワイでのオスプレイの墜落事故にかかわって、ことしの5月16日、アメリカ軍はエンジンの吸気口から砂を吸い込みにくくする研究を進めているということを明らかにしました。事実上、構造的欠陥を認定したものです。ところが、実際にどう改修されるのか、改修される日程は何も示されていないということですから、欠陥機が今も日本中の空を飛行し、そして来年には横田基地に配備されようとしているということになります。市は、この点についてどう考えるのか伺います。

○企画財政部参事（田代雄己君） 今御紹介の内容も、一部の報道でされてるというふうに認識してるところでございますけれども、そのオスプレイに欠陥あるかどうかというのが、私ども市だけの判断ではできませんので、その辺の詳細はお答えできかねるというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） じゃ、ぜひ聞いていただきたいと。

先ほど答弁書では、自治体から要望があれば説明をしてきたし、今後も適切に対応するというふうにしていくわけです。ですから、東大和市としても、きちっとそこら辺、説明を求めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○企画財政部長（並木俊則君） 国会での政府の答弁に基づいての御質疑でございますが、その答弁内容等、拝見しますと、具体的に政府のほうも判断をできない部分、あるいは聞いてない部分とかという、そういう答弁になっております。東大和市としては、情報収集に努めるという立場については変わっておりませんので、今後、市として必要な部分については、情報収集の中でできる限り国等から、そのような情報について収集を図りたいというのは変わっておりませんので、今後でもできる範囲で必要とする情報について取得したいというふうに思っております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 今、短時間のやりとりですけれども、最初の市長答弁で、現時点では市民の皆様に対しまして大きな影響はないものと考えておりますという答弁でしたが、そうは言い切れないという事態は、今のやりとりでも認めたとするふうには私は思います。このCV-22オスプレイは、要人の拉致など極めて特殊な作戦を担う部隊であって、日本を守るためのものでないということは明らかです。いわゆる戦争法によって、海外で日米が軍事行動を展開することと、これ密接に結びついています。参議院選挙後には、南スーダンの自衛隊PKO部隊の駆けつけ警護など、武力行使を伴う任務が新たに追加されようとしています。市長は国会の事前承認が必要とされるなどということで、戦争法を擁護する姿勢をにじませましたが、南スーダンの事例を見ても、この法律が海外で戦争する国を目指すものであることは明らかだと私は考えています。憲法9条の平和主義を壊して海外で戦争する国を目指す戦争法の廃止、同時にこれと一体となった横田基地へのオスプレイ配備に反対するよう、改めて市長に求めて、私の一般質問を終わります。

○議長（関田正民君） 以上で、尾崎利一議員の一般質問は終了いたしました。

○議長（関田正民君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時53分 延会